第3章 対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

3.1 事業の実施予定場所

事業の実施予定場所は、図3.1-1に示すとおりである。

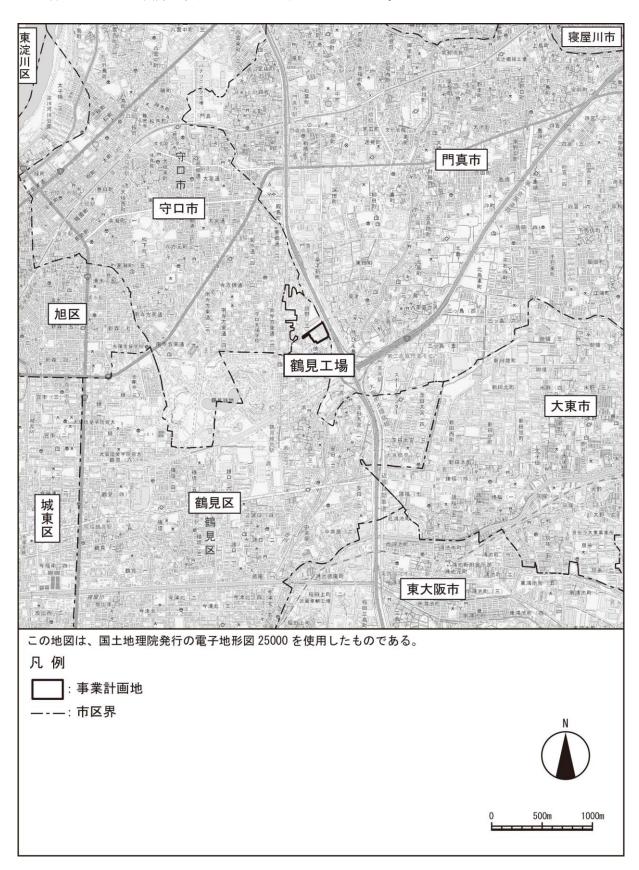


図 3.1-1(1) 事業の実施予定場所(広域図)

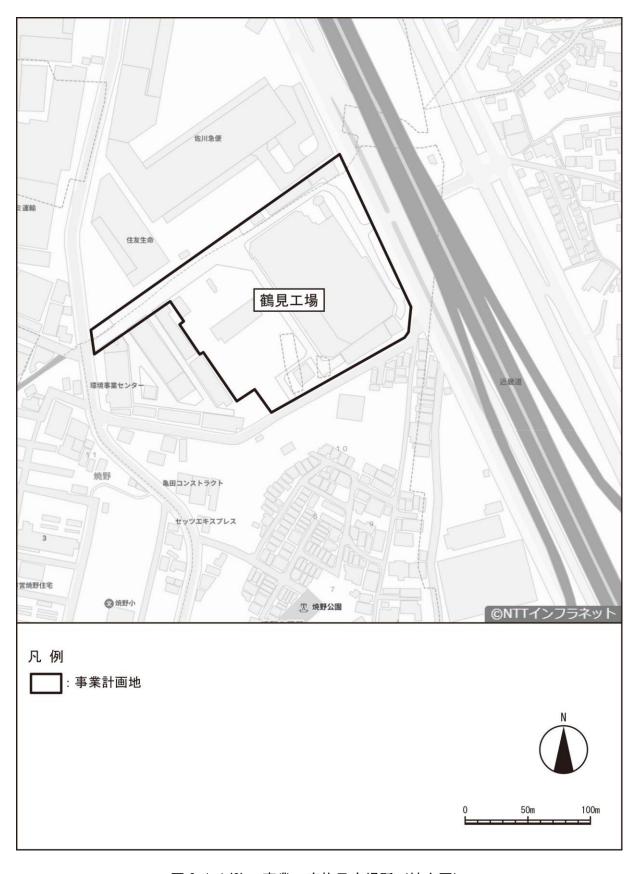


図 3.1-1(2) 事業の実施予定場所(拡大図)

3.2 事業の実施予定場所の周囲の概況

3.2.1 社会経済

(1) 人口

面積、人口、人口密度及び世帯数は表 3. 2. 1-1 に示すとおりである。鶴見区の面積は 8. 17km²、人口は約 11 万 2 千人で、人口密度は 13,677 人/km²となっている。

昼間人口は表 3.2.1-2 に示すとおりである。鶴見区の昼間人口は約 9 万7千人で常住人口 を 13.1%下回っている。

過去 10 年間の人口の推移は表 3.2.1-3 に示すとおりである。大阪市全体、鶴見区の人口についてはこの 10 年間は横ばいで推移している。

表 3.2.1-1 面積、人口、人口密度及び世帯数

令和2年10月1日現在

17412 1 1073 1					
地区		面積 (km²)	人口 (人)	人口密度 (人/km²)	世帯数 (世帯)
大阪市	市全体	225. 32	2, 750, 995	12, 209	1, 458, 859
八級川	鶴見区	8. 17	111, 744	13, 677	48, 645
)	(尾市	41. 72	265, 246	6, 358	114, 885
杜	公原市	16.66	117, 624	7, 060	51, 978
守口市		12. 71	142, 162	11, 185	67, 978
P۱	真市	12. 30	118, 665	9, 648	57, 566

出典:大阪府「令和2年度大阪府統計年鑑」

表 3.2.1-2 昼間人口

平成 27 年 10 月 1 日現在

1772-11071-1301								
地区		常住人口	流入人口	流出人口	昼間人口	昼間人口		
		(人)	(人)	(人)	(人)	常住人口 (%)		
+15=	市全体	2, 691, 185	1, 092, 061	239, 797	3, 543, 449	131. 7		
大阪市	鶴見区	111, 557	19, 798	34, 358	96, 997	86. 9		
,	· 【尾市	268, 800	48, 888	63, 802	253, 886	94. 5		
杜	公原市	120, 750	21, 973	33, 188	109, 535	90. 7		
守口市		143, 042	32, 191	38, 648	136, 585	95. 5		
門真市		123, 576	43, 420	32, 259	134, 737	109. 0		

出典:大阪府「令和2年度大阪府統計年鑑」

(単位:人) 各年10月1日現在

;	地区	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
+15=	市全体	2, 668, 972	2, 674, 154	2, 678, 663	2, 679, 808	2, 691, 185
大阪市	鶴見区	111, 053	111, 289	111, 286	111, 199	111, 557
J	尾市	271, 032	270, 274	269, 966	269, 390	268, 800
杜	2原市	123, 819	122, 949	122, 258	121, 582	120, 750
Ħ	于口市	146, 058	145, 110	144, 366	143, 825	143, 042
P۱	門真市	128, 812	127, 612	126, 490	125, 052	123, 576

	地区	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
大阪市	市全体	2, 702, 033	2, 713, 157	2, 725, 006	2, 740, 202	2, 750, 995
门侧人	鶴見区	111, 575	111, 563	111, 268	111, 480	111, 744
/	尾市	268, 498	267, 581	266, 920	266, 386	265, 246
杜	∖原市	120, 253	119, 543	119, 021	118, 340	117, 624
与	アロ市	142, 459	142, 487	142, 025	142, 262	142, 162
F	真市	122, 916	121, 936	120, 751	119, 692	118, 665

出典:大阪府「令和元年度大阪府統計年鑑」(平成23年の人口) 大阪府「令和2年度大阪府統計年鑑」(平成24~令和2年の人口)

(2) 産業

産業別事業所数及び従業者数は表 3.2.1-4 に示すとおりである。鶴見区における事業所数は約 3,900 事業所、従業者数は約 36,000 人で、第 2 次産業、第 3 次産業がほぼ 100%を占めている。

工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は表 3.2.1-5 に示すとおりである。鶴見区における事業所数は 201 事業所、従業者数は 5,430 人、製造品出荷額等は約 2,049 億円である。

また、商業の事業所数、従業者数、年間商品販売額は表 3.2.1-6 に示すとおりである。鶴見 区における事業所数は 683 事業所、従業者数は 6,282 人、年間商品販売額は約 2,582 億円で あり、工業よりも商業が盛んである。

表 3.2.1-4 産業別事業所数及び従業者数

(単位:所、人) 平成 28 年 6 月 1 日現在

	地区	大阪市	市全体	鶴見	包	八月	€市
業種		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
	総数	179, 252	2, 209, 412	3, 857	36, 183	11, 940	110, 440
第1次産業	農業、林業	50	447	2	15	18	114
第 1 次性未	漁業	ı	_	_	I	I	_
	鉱業、採石業、砂利採取業	5	32	_	ı	ı	_
第2次産業	建設業	8, 829	115, 531	335	2, 422	767	4, 488
第 4 	製造業	16, 574	199, 334	551	7, 002	3, 075	38, 150
	小計	25, 408	314, 897	886	9, 424	3, 842	42, 638
	電気・ガス・熱供給・水道業	78	8, 458	3	24	2	12
	情報通信業	4, 688	126, 711	12	40	35	313
	運輸業、郵便業	4, 151	104, 350	152	2, 531	316	6, 863
	卸売業、小売業	49, 355	545, 635	932	8, 497	2, 448	20, 972
	金融業、保険業	2, 973	85, 924	27	336	106	1,500
	不動産業、物品賃貸業	15, 228	84, 888	463	1, 372	873	2, 779
第3次産業	学術研究、専門・技術サービス業	12, 103	101, 106	52	655	249	1, 174
ある	宿泊業、飲食サービス業	26, 607	217, 507	396	3, 260	1, 291	8, 817
	生活関連サービス業、娯楽業	11, 163	78, 985	285	1, 114	826	3, 883
	教育、学習支援業	3, 705	47, 107	122	810	332	2, 048
	医療、福祉	12, 805	201, 828	339	5, 707	964	15, 017
	複合サービス業	438	7, 564	12	83	44	462
	サービス業(ほかに分類されないもの)	10, 499	284, 000	174	2, 315	594	3, 848
	小計	153, 793	1, 894, 063	2, 969	26, 744	8, 080	67, 688

(単位:所、人) 平成 28 年 6 月 1 日現在

	地区	松原	京市	守口	市	門勇	市
業種		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
	総数	4, 607	39, 255	6, 127	53, 891	5, 462	65, 823
笠 1 / 方	農業、林業	3	24	3	13	3	36
第1次産業	漁業	_	_	_	-	_	_
	鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	-	_	_
第2次産業	建設業	405	2, 500	525	3, 276	412	2, 934
第Ⅰ	製造業	727	8, 667	928	8, 773	742	18, 709
	小計	1, 132	11, 167	1, 453	12, 049	1, 154	21, 643
	電気・ガス・熱供給・水道業	5	102	8	121	4	24
	情報通信業	7	44	28	360	24	1, 720
	運輸業、郵便業	79	1, 888	112	2, 842	285	5, 093
	卸売業、小売業	1,069	8, 972	1, 365	11, 135	1, 114	9, 809
	金融業、保険業	42	563	75	984	70	833
	不動産業、物品賃貸業	424	1, 208	449	1, 753	411	1, 441
第3次産業	学術研究、専門・技術サービス業	95	400	163	1, 968	87	4, 321
ある 次性未	宿泊業、飲食サービス業	566	3, 507	860	5, 323	894	5, 409
	生活関連サービス業、娯楽業	372	1, 737	563	2, 244	476	1, 985
	教育、学習支援業	143	1, 742	164	1, 874	106	894
	医療、福祉	404	6, 196	541	9, 626	501	6, 788
	複合サービス業	17	127	20	146	19	387
	サービス業(ほかに分類されないもの)	249	1, 578	323	3, 453	314	5, 440
	小計	3, 472	28, 064	4, 671	41, 829	4, 305	44, 144

注. 総数には公務を除く。

出典:大阪府「令和2年度大阪府統計年鑑」

表 3.2.1-5 工業の概要

令和2年6月1日現在

地区		事務所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
+15=	市全体	4, 879	112, 970	3, 574, 713
大阪市	鶴見区	201	5, 430	204, 862
ハ	尾市	1, 308	29, 625	1, 124, 562
松	∖原市	283	6, 119	149, 073
守口市		241	5, 433	139, 897
門真市		278	13, 719	312, 113

- 注 1. 製造品出荷額等とは、製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及び その他収入額の合計である。
- 注 2. 製造品出荷額等については、平成 31 年 1 月~令和元年 12 月の実績である。

出典:経済産業省「2020年工業統計調査(2019年実績)」

表 3.2.1-6 商業の概要(卸売・小売業)

平成28年6月1日現在

地区 (所) (人) (百万円) 大阪市 市全体 36,335 404,846 41,563, 鶴見区 683 6,282 258, 八尾市 1,841 17,036 633, 松原市 840 6,719 196, 守口市 1,029 8,309 262,					1790 20 1 077 1 日列丘
大阪市 鶴見区 683 6,282 258, 八尾市 1,841 17,036 633, 松原市 840 6,719 196, 守口市 1,029 8,309 262,	地区				年間商品販売額 (百万円)
鶴見区 683 6,282 258, 八尾市 1,841 17,036 633, 松原市 840 6,719 196, 守口市 1,029 8,309 262,	十四十	市全体	36, 335	404, 846	41, 563, 672
松原市 840 6,719 196, 守口市 1,029 8,309 262,	八败山	鶴見区	683	6, 282	258, 155
守口市 1,029 8,309 262,	<i>/</i> '	尾市	1, 841	17, 036	633, 927
	杜	公原市	840	6, 719	196, 391
門真市 849 7,469 285,	守口市		1, 029	8, 309	262, 998
	門真市		849	7, 469	285, 065

- 注 1. 管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、 卸売の商品販売額、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い 事業所は含まない。
- 注 2. 事業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常 用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

出典:総務省統計局「平成28年経済センサスー活動調査」

(3) 交通

事業計画地周辺の主な道路状況及び主な鉄道状況は図 3.2.1-1 及び図 3.2.1-2 に、主要な道路と交通量は表 3.2.1-7 に示すとおりである。

事業計画地周辺の道路としては、府道 2 号大阪中央環状線、府道 2 号大阪中央環状線【旧道】、府道 161 号深野南寺方大阪線等がある。府道 2 号大阪中央環状線の平成 27 年度の 24 時間交通量は約 78,000 台から約 103,000 台となっている。

鉄道については、大阪メトロ長堀鶴見緑地線、今里筋線、谷町線、JR 学研都市線、京阪本線、大阪モノレール本線がある。事業計画地から最寄りの駅として大阪メトロ長堀鶴見緑地線門真南駅があり、「令和2年度大阪府統計年鑑」によると平成31年・令和元年の乗車人員は1日あたり5,737人である。

表 3.2.1-7 事業計画地周辺の主要な道路と交通量

(単位:台)

(単位:台)									
道路路線名	交通量 調査単位	観測地点名	年度		時間自動車 7 時~19 時		24 時間自動車類交通量		
	区間番号			小型	大型	合計	小型	大型	合計
国道 1 号	10300	門真市稗島	平成 22 年度	23, 043	5, 516	28, 559	32, 155	7, 878	40, 033
四起 1 7	10310	_	平成 27 年度	29, 053	6, 948	36, 001	40, 487	9, 914	50, 401
国道 163 号	10300	大阪市旭区 新森1丁目	平成 22 年度	24, 584	3, 648	28, 232	34, 117	5, 972	40, 089
	10300	_	平成 27 年度	25, 289	3, 746	29, 035	35, 447	5, 783	41, 230
国道 163 号	10520	守口市 大宮通4丁目	平成 22 年度	19, 658	2, 595	22, 253	26, 863	4, 959	31, 822
	10580	_	平成 27 年度	20, 208	2, 678	22, 886	28, 215	4, 283	32, 498
国道 163 号	10530	門真市堂山町	平成 22 年度	28, 603	3, 396	31, 999	38, 964	6, 795	45, 759
四是 100 功	10590	_	平成 27 年度	29, 422	3, 488	32, 910	40, 936	5, 796	46, 732
国道 163 号	10540	門真市堂山町	平成 22 年度	28, 635	4, 977	33, 612	39, 518	8, 547	48, 065
口足 100 万	10600	_	平成 27 年度	29, 453	5, 116	34, 569	41, 547	7, 541	49, 088
国道 163 号	10550	門真市下島町	平成 22 年度	22, 822	4, 151	26, 973	31, 931	6, 371	38, 302
二足 100 万	10610	_	平成 27 年度	23, 469	4, 272	27, 741	33, 174	6, 218	39, 392
府道2号	40060	大阪市鶴見区 安田 4 丁目	平成 22 年度	49, 500	14, 739	64, 239	72, 061	17, 874	89, 935
大阪中央環状線	40060	_	平成 27 年度	47, 851	14, 213	62, 064	65, 900	20, 990	86, 890
府道 2 号	40070	大阪市鶴見区	平成 22 年度	54, 384	14, 327	68, 711	78, 515	17, 680	96, 195
大阪中央環状線	40070	茨田大宮2丁目	平成 27 年度	56, 302	17, 060	73, 362	77, 401	25, 306	102, 707
府道 2 号 大阪中央環状線	40080	大阪市鶴見区	平成 22 年度	6, 702	1, 365	8, 067	8, 920	1, 575	10, 495
【旧道】	40080	焼野1丁目	平成 27 年度	6, 827	998	7, 825	8, 735	1, 292	10, 027
	40140	明支士独自	平成 22 年度	45, 618	14, 083	59, 701	64, 999	20, 685	85, 684
大阪中央環状線	40200	門真市稗島	平成 27 年度	45, 126	14, 437	59, 563	63, 943	20, 128	84, 071
府道2号	40150	門真市松生町	平成 22 年度	44, 885	12, 225	57, 110	64, 591	17, 359	81, 950
大阪中央環状線	40210	门具川松王町	平成 27 年度	42, 797	11, 250	54, 047	62, 004	15, 722	77, 726
府道2号	40290		平成 22 年度	6, 502	1, 565	8, 067	8, 714	1, 773	10, 487
大阪中央環状線 【旧道】	40360	_	平成 27 年度	6, 442	1, 550	7, 992	8, 509	1, 961	10, 470
府道 8 号	40190	大阪市鶴見区 諸口6丁目	平成 22 年度	18, 589	2, 421	21, 010	25, 992	4, 683	30, 675
大阪生駒線	40190	_	平成 27 年度	18, 465	2, 399	20, 864	24, 757	3, 827	28, 584
府道 8 号	40480	大東市	平成 22 年度	9, 073	1, 669	10, 742	12, 846	2, 193	15, 039
大阪生駒線	40590	新田東本町	平成 27 年度	9, 579	1, 615	11, 194	12, 541	2, 235	14, 776
府道 15 号	40310	大阪市鶴見区	平成 22 年度	722	57	779	996	95	1, 091
八尾茨木線	40320	浜3丁目	平成 27 年度	783	51	834	929	72	1, 001
府道 161 号	60550	門真市三ツ島	平成 22 年度	8, 157	1, 620	9, 777	10, 646	1, 869	12, 515
深野南寺方大阪線	60550	ロミリニン局	平成 27 年度	6, 732	1, 366	8, 098	9, 105	1, 706	10, 811
府道 166 号	60590	大東市諸福	平成 22 年度	3, 216	273	3, 489	4, 442	443	4, 885
鴻池新田停車場線	60590	5丁目	平成 27 年度	3, 374	282	3, 656	4, 241	439	4, 680
市道	80160	大阪市界境	平成 22 年度	10, 329	1, 773	12, 102	14, 579	2, 364	16, 943
鶴見区第 9001 号線	80160	大阪市鶴見区 横堤4丁目 #定値を示す	平成 27 年度	18, 033	3, 467	21, 500	23, 915	4, 680	28, 595

出典: 国土交通省道路局「全国道路·街路交通情勢調査 一般交通量調査」(平成 22 年度、平成 27 年度)

注 1. 数値の斜体は、非観測地点の推定値を示す。 注 2. 「一」は、観測地点の記載がないことを示す。

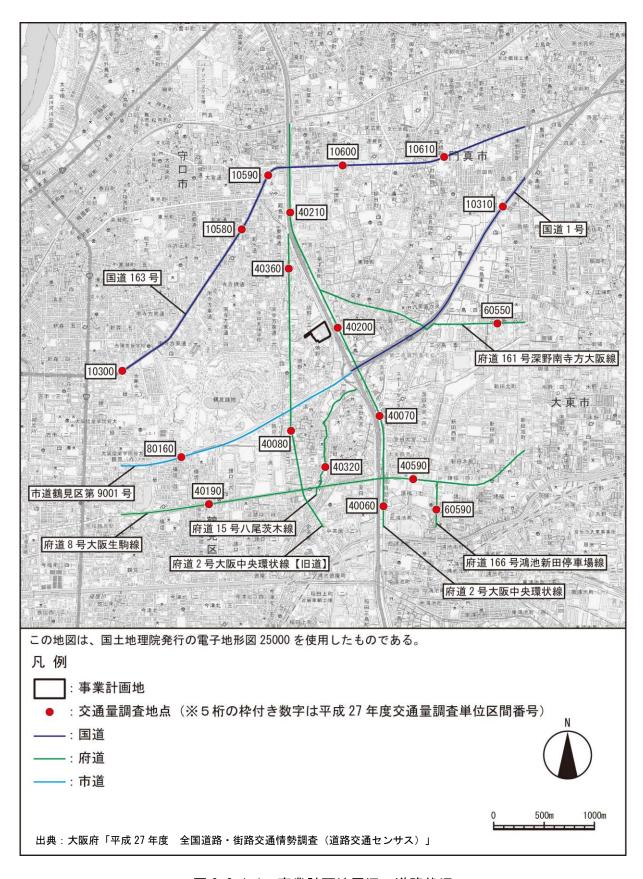


図 3.2.1-1 事業計画地周辺の道路状況

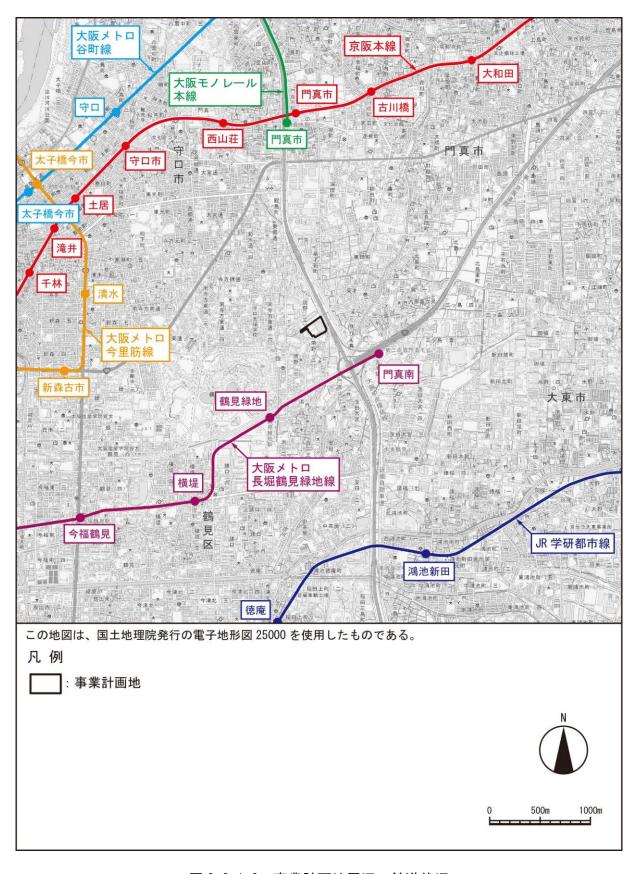


図 3.2.1-2 事業計画地周辺の鉄道状況

(4) 土地利用

事業計画地周辺の用途地域の指定状況は図 3.2.1-3 に示すとおりである。事業計画地及び その周囲は準工業地域であり、事業計画地の南側には第1種住居地域が広がっている。

土地利用の現況は表 3.2.1-8 に、地目別民有地の現況は表 3.2.1-9 に、用途地域面積の現況は表 3.2.1-10 に示すとおりである。

事業計画地周辺の学校・病院施設は表 3.2.1-11 及び図 3.2.1-4 に示すとおりである。

表 3.2.1-8 土地利用の現況 (大阪市)

(単位:百 m²) 平成 29 年度

(単位:日 1112)			平成 29 年度
用途地域	地区	鶴見区	大阪市全体
総	·····································	80, 617	2, 385, 565
	合計	50, 211	1, 274, 685
	住居施設	24, 350	496, 522
	商業施設	7, 233	239, 977
	文教施設	5, 329	118, 346
71 44 M X	医療厚生施設	1, 724	34, 078
建物用途	工業施設	5, 363	148, 862
	供給処理施設	1, 319	35, 828
	運輸通信施設	3, 763	156, 736
	官公署施設	363	15, 258
	その他施設	767	29, 078
	合計	30, 406	1, 110, 880
	道路	14, 297	436, 212
	軌道敷	316	25, 434
	公園緑地	6, 245	118, 638
非建物用途	農地	1, 594	10, 044
	河川水面	1, 754	341, 163
	青空駐車場	4, 567	81, 050
	その他	1, 633	98, 339

注. 非建物用途の「その他」とは、未利用地、資材置場等、墓地、その他(土堤等)である。 出典:大阪市 HP「大阪市統計書」

表 3.2.1-9 地目別民有地の現況

地目	大阪市	八尾市	松原市	守口市	門真市
総面積	112, 189, 719	27, 226, 601	10, 141, 237	6, 978, 136	7, 959, 547
田	387, 539	2, 765, 846	1, 839, 650	75, 898	342, 113
畑	450, 887	1, 272, 802	95, 962	63, 033	112, 590
宅地	105, 620, 937	17, 838, 198	7, 347, 818	6, 712, 311	7, 097, 652
池沼	_	953	_	_	4, 316
山林	_	3, 794, 635	_	_	_
原野	_	_	_	_	_
(雑種地)鉄軌道	3, 563, 659	356, 549	90, 738	107, 441	58, 780
雑種地(鉄軌道を除く)	2, 166, 697	1, 197, 618	767, 069	19, 453	344, 096

出典:大阪府「令和2年度大阪府統計年鑑」

表 3.2.1-10 用途地域面積の現況

(単位: ha) 平成 31 年 3 月末現在

地区 用途地域	大阪市	八尾市	松原市	守口市	門真市
総面積	21, 145. 0	2, 736. 7	1, 323. 2	1, 170. 1	1, 196. 0
第一種 低層住居専用地域	0.0	45. 0	31.0	_	10.0
第二種 低層住居専用地域	0. 0	_	1	-	-
第一種 中高層専用地域	360. 0	444. 6	125. 3	10.0	30. 0
第二種 中高層専用地域	2, 049. 0	379. 4	320. 5	277. 0	326. 0
第一種 住居地域	5, 342. 0	734. 6	351. 9	346. 0	128. 4
第二種 住居地域	1, 191. 0	65. 3	128. 7	119. 5	179. 8
準住居地域	350. 0	32. 9	19. 5	30. 3	1. 1
近隣商業地域	573. 0	92. 1	53. 2	42. 1	55. 8
商業地域	3, 630. 0	35. 0	11. 4	42. 1	18. 0
準工業地域	4, 694. 0	644. 9	281. 7	277. 0	440. 7
工業地域	957. 0	222. 7	_	26. 1	6. 2
工業専用地域	1, 999. 0	40. 2		_	_

出典:大阪府「令和2年度大阪府統計年鑑」

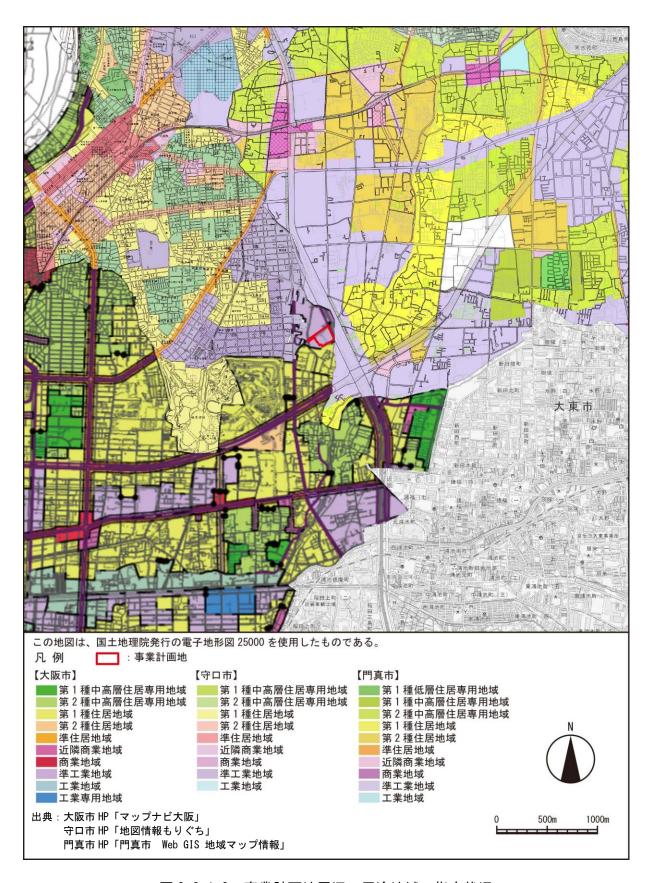


図 3.2.1-3 事業計画地周辺の用途地域の指定状況

表 3.2.1-11(1) 学校・病院施設の分布(学校)

番号	学校名	番号	学校名	番号	学校名
1	焼野小学校	45	鶴見幼稚園	89	めぐみ保育園
2	茨田北小学校	46	鶴見菊水幼稚園	90	門真めぐみ幼稚園
3	茨田北中学校	47	諸口幼稚園	91	四宮小学校
4	茨田東小学校	48	大阪信愛学院短期大学	92	門真小学校
5	茨田西小学校	49	外島認定こども園	93	いずみっこ保育園
6	俊英舘第2保育園	50	茨田中学校	94	砂子みなみこども園
7	俊英舘保育園	51	緑中学校	95	おおわだ保育園
8	茨田東こども園	52	今津中学校	96	まことしょうじこども園
9	茨田大宮こども園	53	横堤小学校	97	柳町園
10	鶴見商業高等学校	54	横堤中学校	98	古川園
11	茨田高等学校	55	錦小学校	99	三ツ島保育園
12	榎本小学校	56	錦中学校	100	ファースト保育園
13	茨田南小学校	57	守口支援学校	101	大和田幼稚園
14	鶴見小学校	58	あおぞら認定こども園	102	大和田小学校
15	人 法小尚拉	EO	守口東幼稚園	102	 たちばな幼稚園
15	今津小学校	59	まこと保育園	103	にりはな列惟園
16	みどり小学校	60	にしき認定こども園	104	ふじ幼稚園
17	鶴見南小学校	61	寺方南小学校	105	智鳥保育園
18	茨田小学校	62	大阪電気通信大学高等学校	106	五月田小学校
19	茨田第1保育所	63	北てらかた森のこども園	107	第七中学校
20	茨田第2保育所	64	寺方幼稚園	108	二島小学校
21	放出保育園	65	高瀬ひまわりこども園	109	うちこしこども園
22	鶴見学園	66	守口東高等学校	110	きたじまこども園
23	俊英舘保育園(こぐま園)	67	樟風中学校	111	脇田こども学園
24	鶴見みどり保育園	68	守口のぎく保育園	112	脇田小学校
25	鶴見みどり保育園分園	69	芦間高等学校	113	第四中学校
26	もろぐち保育園	70	さくら小学校	114	めぐみ白鳥こども園
27	もろぐち保育園南分園	71	橋波幼児舎	115	すえひろこども園
28	もろぐち保育園北分園	72	さつき学園	116	大阪愛徳幼稚園
29	鶴見みどり第二保育園	73	御幸幼稚園	117	すずらん幼稚園
30	のぎく保育園	74	さくらんぼ保育園	118	さくら幼稚園
31	のぎく保育園分園	75	あい保育園浜町	119	大阪ひがし幼稚園
32	横堤みのり保育園	76	白鳩チルドレンセンター 八雲中	120	第三中学校
33	にじの木保育園	77	三郷幼稚園	121	古川橋小学校
34	鶴見はとぽっぽ保育園	78	寺内さくらこども園	122	砂子小学校
35	いずみの保育園	79	第一中学校	123	沖小学校
36	よこづつみ保育園	80	守口小学校	124	第二中学校
37	つるみ保育園	81	土居ひまわりこども園	125	速見小学校
38	ほっぺるらんど鶴見緑地	82	早苗幼稚園	126	北巣本小学校
39	トレジャーキッズ よこづつみ保育園	83	上野口保育園	127	門真西高等学校
40	ポピンズナーサリー スクール鶴見緑地	84	上野口小学校	128	門真なみはや高等学校
41	ソフィア横堤保育園	85	門真みらい小学校	129	ひかり保育園
42	えがおの森保育園つるみ	86	浜町保育園	130	大阪国際滝井高等学校
43	念法幼稚園	87	門真はすはな中学校	131	守口幼稚園
44	榎本幼稚園	88	門真保育園	132	淀川工科高校
uludh de	見区 IP「額見区子斉てマッフ	. Г <i>ф</i> ф Б		<u> </u>	

出典:鶴見区 HP「鶴見区子育てマップ」「鶴見区内保育所一覧」

大阪市立学校園 HP「大阪市立学校園」

大阪府 HP「大阪市内にある府立高等学校一覧」

大阪信愛学院短期大学 HP「大阪信愛学院短期大学」

守口市 HP「施設一覧」「令和 2 年度守口市子育でガイドブック」

門真市 HP「施設紹介」

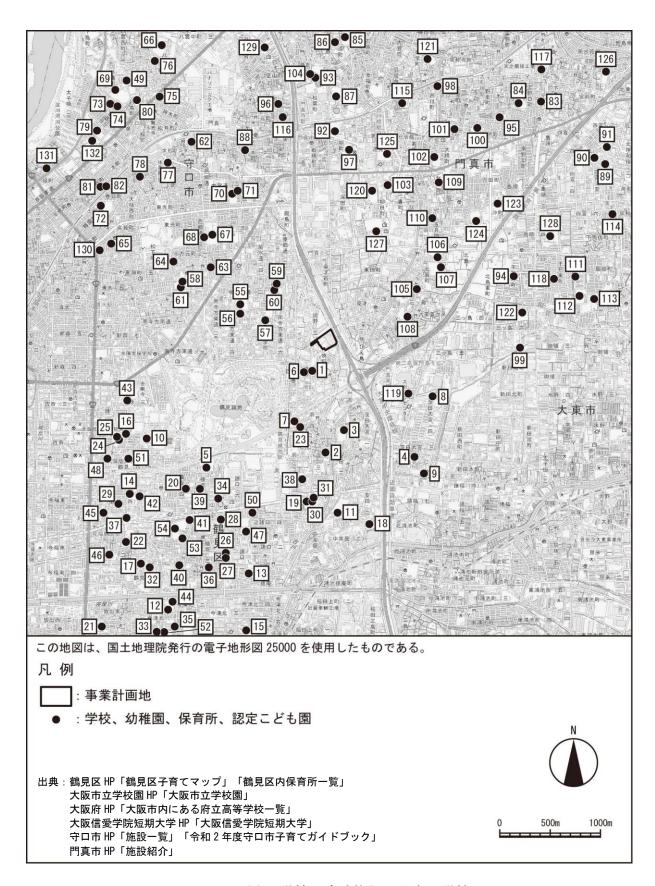


図 3.2.1-4(1) 学校・病院施設の分布(学校)

表 3.2.1-11(2) 学校・病院施設の分布(病院)

番号	病院名	番号	病院名
1	和田病院	8	松下記念病院
2	本田病院	9	摂南総合病院
3	コープおおさか病院	10	萱島生野病院
4	京阪病院	11	蒼生病院
5	守口敬仁会病院	12	愛泉会病院
6	鶴見緑地病院	13	正幸会病院
7	関西医科大学総合医療センター	14	三和病院

出典:大阪府健康医療部保険医療室 HP「大阪府医療機関情報システム」

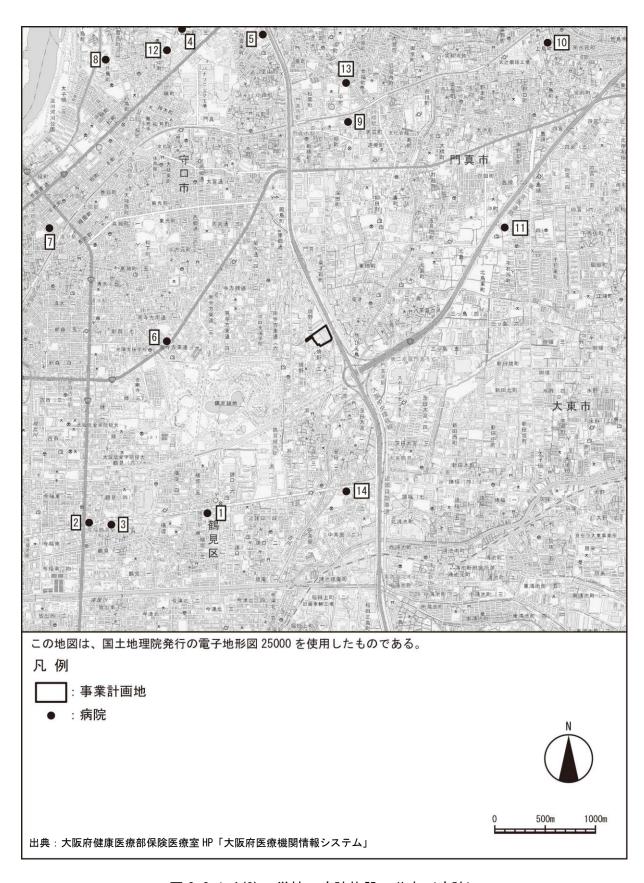


図 3.2.1-4(2) 学校・病院施設の分布 (病院)

(5) 水利用

1) 上水道

上水道の取水及び給水状況は表 3.2.1-12 に示すとおりである。上水道普及率は各市ともほぼ 100%となっている。

表 3.2.1-12 上水道の取水及び給水状況

令和元年度

地区	年間取水量 (千 m³)	年間給水量 (千 ㎡)	給水区域内 人口[A] (人)	給水人口[B] (人)	普及率 [B/A] (%)	給水世帯数 (世帯)
大阪市	433, 042	402, 907	2, 746, 983	2, 746, 983	100.00	1, 449, 327
八尾市	30, 935	30, 933	266, 166	266, 147	99. 99	114, 702
松原市	12, 039	12, 040	117, 836	117, 730	99. 91	51, 717
守口市	18, 068	16, 712	142, 189	142, 189	100.00	67, 546
門真市	13, 673	13, 531	119, 285	119, 285	100. 0	57, 461

出典:大阪府健康医療部環境衛生課「令和元年度大阪府の水道の現況」

2) 下水道

下水道の普及状況は表 3. 2. 1-13 に示すとおりである。下水道普及率は大阪市で 99. 9%、八尾市で 94. 6%、松原市で 98. 0%、守口市で 100. 0%、門真市で 95. 3%となっている。

表 3.2.1-13 下水道の普及状況

令和元年度

地区	行政人口[A] (人)	処理人口[B] (人)	普及率[B/A] (%)
大阪市	2, 733, 988	2, 733, 975	99. 9
八尾市	265, 908	251, 528	94. 6
松原市	119, 225	116, 877	98.0
守口市	143, 785	143, 785	100.0
門真市	121, 321	115, 613	95. 3

出典:大阪府「令和2年度大阪府統計年鑑」

3.2.2 生活環境

(1) 大気質

事業計画地周辺の大気常時測定局における大気汚染物質濃度の測定結果を、既存資料から 収集し整理することにより、事業計画地周辺における各種大気質の現況を把握するとともに、 経年変化及び環境基準の達成状況等の把握に努めた。

調査対象とした測定局及び項目は、表 3.2.2-1 及び図 3.2.2-1 に示すとおりである。

表 3.2.2-1(1) 測定局の用途地域・調査項目

令和元年度

								調査	項目		
種 別	所管	所在地	測定局名	用途地域	事業計画地 からの 方位及び距離	二酸化硫黄 (SO ₂)	窒素酸化物 (NO _x)	浮遊粒子状物質(SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学オキシダント (0x)	非 メタン 炭化 水素 (NMHC)
	大阪市	大阪市 鶴見区	茨田北小学校	住	南・約 1.0km			0		0	
一大	大阪府	守口市	西部コミュニテ ィセンター	商	西北西·約 2.8km		0	0	0	0	
一般環境大気測定局	守口市	守口市	第三測定局 (錦)	準工	北西·約 0.8km	0	0	0		0	
	門真	門真市	門真市役所	住	北·約2.2km	0	0	0		0	
	市	門真市	門真市南	住	東北東・約 0.8km	0	0	0		0	
自動車排出	大阪市	大阪市 鶴見区	茨田中学校	商	南南西•約1.7km		0	0			
排定出局	大阪府	守口市	淀川工科高校	商	北西·約 2.9km		0	0	0		0

注. 用途地域の欄で「住」は第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域並びに準住居地域、「商」は近隣商業地域及び商業地域、「準工」は準工業地域を示す。 出典: 大阪府「2019 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」

表 3.2.2-1(2) 有害大気汚染物質環境モニタリング測定局・調査項目

令和元年度

				事業計画地	調査項目					
所管	所在地	測定局名	区分	からの 方位及び距離	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン		
大阪府	守口市	淀川工科高校	沿道	北西•約2.9km	0					

注. 区分の欄で「沿道」は道路沿道を示す。 出典:大阪府「大阪府環境白書」(2020年版)

表 3.2.2-1(3) ダイオキシン類環境調査測定地点

令和元年度、令和2年度

調査 主体	所在地	測定地点名	事業計画地からの 方位及び距離
大阪府	守口市	淀川工科高校	北西•約2.9km
⇔ -+	⇔ □+	守口市役所	北西•約2.8km
守口市	守口市	大阪府営守口 錦通住宅	西北西·約 0.4km
門真市	門真市	門真市役所	北•約2.2km
		門真市南	東北東・約 0.8km

注. 淀川工科高校は令和2年度の測定である。また、調査主体が 市の測定地点は令和元年度の測定である。

出典:大阪府「ダイオキシン類の環境濃度調査結果」(令和2年度) 大阪府「大阪府環境白書」(2020年版)

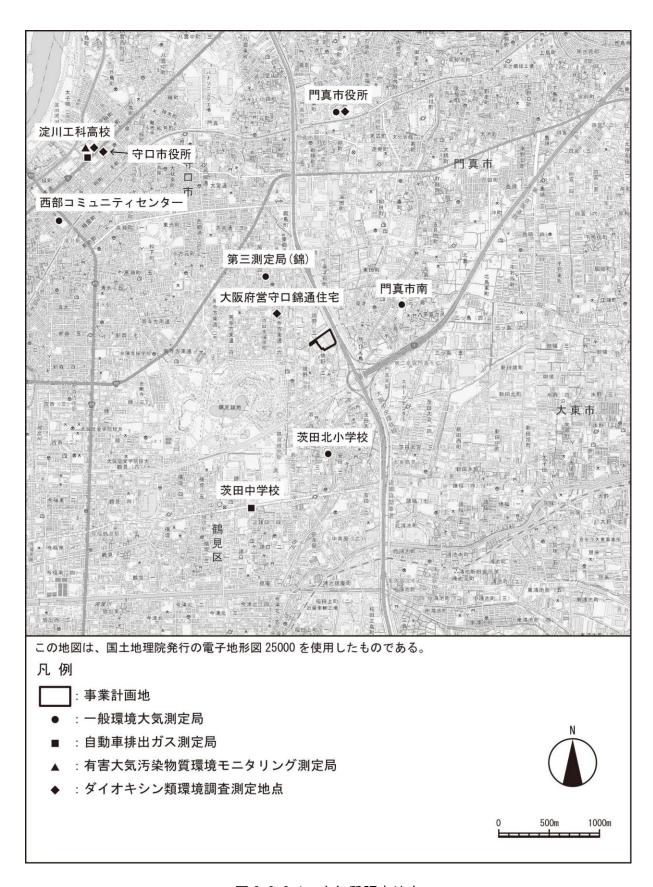


図 3.2.2-1 大気質調査地点

1) 二酸化硫黄 (SO₂)

年平均濃度の経年変化及び年間測定結果は、表 3.2.2-2 に示すとおりであり、年平均濃度は低濃度で推移している。なお、令和元年度においては、各局とも環境基準に適合している。

表 3.2.2-2(1) 二酸化硫黄 (SO₂) の経年変化 (年平均値)

(単位:ppm)

種別	所在地	測定局名	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
一般環境	守口市	第三測定局 (錦)	0.004	0. 005	0. 005	0. 005	0. 004
大気制定局	門真市	門真市役所	0. 004	0. 004	0. 004	0. 001	0. 001
炽足问	門真市	門真市南	0.004	0. 004	0. 001	0. 001	0. 001

出典:大阪府「2019年度大気汚染常時監視測定局測定結果」

表 3.2.2-2(2) 二酸化硫黄 (SO₂) の年間測定結果 (令和元年度)

種別	所在地	測定局名	年平均 値	1 時間値が 0.1ppm を 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 とその割合		1 時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数
			ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×、無〇	日
一般環境	守口市	第三測定局 (錦)	0. 004	0	0.0	0	0. 0	0. 016	0. 008	0	0
大気制度	門真市	門真市役所	0. 001	0	0.0	0	0. 0	0. 009	0. 003	0	0
州化问	門真市	門真市南	0. 001	0	0.0	0	0. 0	0. 010	0. 003	0	0

注. 環境基準の長期的評価は、日平均値の 2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が 0.04ppm を超えず、かつ年間を通じて、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2日以上連続しない場合を適合とする。

2) 窒素酸化物 (NO、NO₂、NO + NO₂)

年平均濃度の経年変化及び年間測定結果は表 3.2.2-3 に示すとおりであり、年平均濃度は 概ね横ばいで推移している。なお、令和元年度においては、各局とも環境基準に適合している。

表 3.2.2-3(1) 二酸化窒素 (NO₂) の経年変化 (年平均値)

(単位:ppm)

種別	所在地	測定局名	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
	守口市	西部コミュニティ センター	0. 016	0. 015	0. 017	0. 015	0. 015
一般環境 大気	守口市	第三測定局(錦)	0. 018	0. 017	0. 018	0. 016	0. 015
測定局	門真市	門真市役所	0. 016	0. 015	0. 016	0. 014	0. 013
	門真市	門真市南	0. 016	0. 016	0. 016	0. 015	0. 015
自動車 排出ガス	大阪市鶴見区	茨田中学校	0. 025	0. 023	0. 024	0. 021	0. 020
測定局	守口市	淀川工科高校	0. 024	0. 021	0. 023	0. 020	0. 018

出典:大阪府「2019年度大気汚染常時監視測定局測定結果」

表 3.2.2-3(2) 二酸化窒素 (NO₂) の年間測定結果 (令和元年度)

種別	所在地 測定局名		年平均 1 時間 値 最高値		日平均値が 0.06ppm を 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm 以 上 0.06ppm 以下の日数 とその割合		日平均 値の 年間 98%値	98%値評価 による 日平均値が 0.06ppm を 超えた日数
			ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日
	守口市	西部コミュニ ティセンター	0. 015	0. 072	0	0. 0	5	1.4	0. 034	0
一般環境 大気	守口市	第三測定局 (錦)	0. 015	0. 068	0	0.0	1	0.3	0. 034	0
測定局	門真市	門真市役所	0. 013	0. 065	0	0.0	1	0.3	0. 029	0
	門真市	門真市南	0. 015	0. 059	0	0.0	1	0.3	0. 031	0
自動車排出ガス	大阪市 鶴見区	茨田中学校	0. 020	0. 069	0	0.0	7	1. 9	0. 039	0
測定局	守口市	淀川工科高校	0. 018	0. 065	0	0.0	2	0.7	0. 037	0

注 1. 「98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の範囲にあって、かつ 0.06ppm を超えた日数である。

注 2. 環境基準は 1 時間値の日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

表 3. 2. 2-3(3) 一酸化窒素 (NO) 及び窒素酸化物 (NO + NO₂) の 年間測定結果 (令和元年度)

			一酸	化窒素(N (0)	窒素酸化物(NO+NO ₂)				
種別所	所在地	測定局名	年平均 値	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 年間 98%値	年平均 値	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 年間 98%値	年平均値の NO ₂ (NO+NO ₂)	
			ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%	
	守口市	西部コミュニ ティセンター	0. 004	0. 154	0. 026	0. 020	0. 203	0. 059	77. 2	
一般環境 大気	守口市	第三測定局 (錦)	0. 005	0. 148	0. 027	0. 020	0. 193	0. 054	76. 4	
測定局	門真市	門真市役所	0. 003	0. 145	0. 019	0. 016	0. 198	0. 045	81.5	
	門真市	門真市南	0. 004	0. 149	0. 028	0. 020	0. 196	0. 054	78. 0	
自動車排出ガス	大阪市 鶴見区	茨田中学校	0. 014	0. 292	0. 051	0. 034	0. 342	0. 090	59. 1	
測定局	守口市	淀川工科高校	0. 010	0. 184	0. 036	0. 028	0. 240	0. 070	63. 8	

注. 「日平均値の年間 98%値」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の値を示す。

3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

年平均濃度の経年変化及び年間測定結果は表 3.2.2-4 に示すとおりであり、年平均濃度は 概ね横ばいで推移している。なお、令和元年度においては、各局とも環境基準に適合している。

表 3.2.2-4(1) 浮遊粒子状物質 (SPM) の経年変化 (年平均値)

(単位: mg/m³)

種別	所在地	測定局名	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
	大阪市 鶴見区	茨田北小学校	0. 020	0. 019	0. 019	0. 017	0. 015
一般環境	守口市	西部コミュニ ティセンター	0. 017	0. 016	0. 016	0. 016	0. 014
大気	守口市	第三測定局 (錦)	0. 021	0. 023	0. 022	0. 024	0. 020
炽龙向	門真市	門真市役所	0. 019	0. 017	0. 021	0. 017	0. 015
	門真市	門真市南	0. 018	0. 017	0. 016	0. 016	0. 015
自動車排出ガス	大阪市 鶴見区	茨田中学校	0. 021	0. 020	0. 020	0. 020	0. 018
測定局	守口市	淀川工科高校	0. 022	0. 020	0. 019	0. 017	0. 015

出典:大阪府「2019年度大気汚染常時監視測定局測定結果」

表 3.2.2-4(2) 浮遊粒子状物質 (SPM) の年間測定結果 (令和元年度)

種別 所在地		測定局名	年平均 値	0. 20i を超 時間	えた	0.10m を超 日数	対値が mg/m³ えた 対と 割合	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日 が2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m³を 超えた日数
			${\rm mg}/{\rm m}^3$	時間	%	日	%	${\rm mg}/{\rm m}^3$	${\rm mg}/{\rm m}^3$	有×、無〇	日
	大阪市 鶴見区	茨田北小学校	0. 015	0	0.0	0	0.0	0. 098	0. 035	0	0
一般環境	守口市	西部コミュニ ティセンター	0. 014	0	0.0	0	0.0	0. 158	0. 034	0	0
大気制定局	守口市	第三測定局 (錦)	0. 020	0	0.0	0	0.0	0. 083	0. 040	0	0
州足向	門真市	門真市役所	0. 015	0	0.0	0	0.0	0. 138	0. 034	0	0
	門真市	門真市南	0. 015	0	0.0	0	0.0	0. 098	0. 036	0	0
自動車排出ガス	大阪市 鶴見区	茨田中学校	0. 018	0	0.0	0	0.0	0. 080	0. 039	0	0
測定局	守口市	淀川工科高校	0. 015	0	0.0	0	0.0	0. 117	0. 035	0	0

注. 環境基準の長期的評価は、1 時間値の日平均値が 0. 10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0. 20mg/m³以下であるこ

4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

年平均濃度の経年変化及び年間測定結果は表 3.2.2-5 に示すとおりであり、年平均濃度は 微減傾向で推移している。なお、令和元年度においては、各局とも環境基準に適合している。

表 3.2.2-5(1) 微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化 (年平均値)

(単位: μg/m³)

種別	所在地	測定局名	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
一般環境 大気 測定局	守口市	西部コミュニ ティセンター	12. 8	11. 2	9. 9	9. 3	7. 8
自動車 排出ガス 測定局	守口市	淀川工科高校	14. 3	13. 2	13. 5	12. 7	11. 5

注. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典:大阪府「2019年度大気汚染常時監視測定局測定結果」

表 3.2.2-5(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の年間測定結果 (令和元年度)

種別	所在地	測定局名	年平均値	日平均 値の 年間 98%値	35μg 超え <i>†</i>		98%値評価 による 日平均値が 35μg/m³を 超えた日数
			μ g/m 3	μ g/m 3	日	%	日
一般環境 大気測定局	守口市	西部コミュニ ティセンター	7. 8	18. 5	0	0. 0	0
自動車排出 ガス測定局	守口市	淀川工科高校	11. 5	26. 4	2	0. 7	0

注. 環境基準は年平均値が $15 \mu \text{ g/m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $35 \mu \text{ g/m}^3$ 以下であること。

5) 光化学オキシダント (0x)

昼間の年平均値の経年変化は表 3.2.2-6 に示すとおりであり、昼間の年平均値は概ね横ばいで推移している。光化学オキシダントの要因物質である非メタン炭化水素の濃度の推移は表 3.2.2-7 のとおりであり、概ね横ばいで推移している。

なお、令和元年度においては、各局とも環境基準に不適合となっている。

表 3.2.2-6 光化学オキシダント(Ox)の経年変化(年平均値)

種別	所在地	測定局名		昼間の 1 (時間値の: 単位:ppm			0.06 目	の1時間値が ippm を超えた 数と時間数 inn元年度)
			平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	日数	時間数 (超過率%)
	大阪市 鶴見区	茨田北小学校	0. 032	0. 032	0. 033	0. 032	0. 033	72	376 (6.9)
一般環境	守口市	西部コミュニ ティセンター	0. 036	0. 033	0. 031	0. 031	0. 032	83	386 (7.1)
大気	守口市	第三測定局 (錦)	0. 027	0. 026	0. 033	0. 033	0. 034	85	434 (8.0)
例上问	門真市	門真市役所	0. 026	0. 015	0. 022	0. 021	0. 026	43	209 (3.9)
	門真市	門真市南	0. 026	0. 017	0. 023	0. 023	0. 028	61	285 (5.2)

注 1. 昼間とは、5 時から 20 時までの時間帯を指す。したがって、自動測定機による 1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることになる。

注 2. 環境基準は 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典:大阪市「大阪市環境白書」(令和2年度版)

大阪府「2019年度大気汚染常時監視測定局測定結果」

表 3.2.2-7(1) 非メタン炭化水素の経年変化 (6~9 時における年平均値)

(単位:ppmC)

種別	所在地	測定局名	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
自動車 排出ガス 測定局	守口市	淀川工科高校	0. 18	0. 17	0. 17	0. 19	0. 21

注. ppmC は、炭化水素中に含まれる炭素原子数を基準とした ppm 値を示す。

表 3.2.2-7(2) 非メタン炭化水素の年間測定結果(令和元年度)

種別	別 所在地 測定局名		年平均 値	年平均 おける		6~9 時における 3 時間平均値		6~9 時における 3 時間平均値が 0. 20ppmC を 超えた日数と		6~9 時における 3 時間平均値が 0.31ppmC を 超えた日数と	
1277	171 171 171	www.		4十均恒	最高値	最低値		ロ奴と 割合		ロ数と 割合	
			ppmC	рртС	ppmC	ppmC	日	%	日	%	
自動車 排出ガス 測定局	守口市	淀川工科高校	0. 18	0. 21	1. 00	0. 01	148	40. 5	69	18. 9	

出典:大阪府「2019年度大気汚染常時監視測定局測定結果」

6) 有害大気汚染物質

環境基準が規定されている有害大気汚染物質(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)のうち、ベンゼンの測定結果の経年変化は表 3.2.2-8 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

なお、事業計画地周辺では、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン の測定は行われていない。

表 3.2.2-8 有害大気汚染物質の経年変化(年平均値)

<ベンゼン>

(単位: μg/m³)

所在地	測定局名	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
守口市	淀川工科高校	0.89	0. 82	0. 68	0. 87	0. 91

注1. 平成27年4月~令和2年3月の各1年間、各月1回の測定結果。

注 2. 測定値の有効数字は原則 2 桁とし、検出下限値未満のときには、検出下限値の 1/2 の値に 置き換えて年平均値を計算した。

注 3. 環境基準: 年平均值 3 μ g/m³以下

出典:大阪府「大阪府環境白書」(平成28年版~2020年版)

7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の年間測定結果は、表 3.2.2-9 に示すとおりである。年平均濃度は低濃度で推移しており、各局とも環境基準に適合している。

表 3. 2. 2-9 ダイオキシン類の年間測定結果 (令和元年度・令和 2 年度)

(単位:pg-TEQ/m³)

調査 主体	所在地	測定地点	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
大阪府	守口市	淀川工科高校	-	0. 016	-	0. 021	0. 019
⇔n+	⇔ □+	守口市役所	0. 0077	0. 015	0. 014	0. 016	0. 013
守口市	守口市	大阪府営守口 錦通住宅	0. 016	0. 016	0. 014	0. 023	0. 017
明古士	明古士	門真市役所	1	0. 029	1	0. 017	0. 023
門真市	門真市	門真市南	_	0. 022	_	0. 017	0. 020

注 1. 淀川工科高校は令和 2 年度の測定結果である。また、調査主体が市の測定地点は令和元年度の測定 結果である。

[試料採取日] 夏季 令和 2 年 8 月 20 日~8 月 27 日 冬季 令和 3 年 1 月 14 日~1 月 21 日

注 2. 環境基準は年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること。

出典:大阪府「ダイオキシン類の環境濃度調査結果」(令和2年度)

大阪府「大阪府環境白書」(2020年版)

(2) 水質

事業計画地周辺には東側に古川が、南側には寝屋川が流れている。

周辺河川の生活環境項目に係る水質調査結果は表 3.2.2-10 に示すとおりであり、令和元年度は全ての地点、全ての項目において環境基準に適合している。また、水質調査地点図は図 3.2.2-2 に示すとおりである。

表 3.2.2-10(1) 生活環境項目に係る水質調査結果 (河川)

令和元年度

河川名	調査地点	類型	рН	D0	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
寝屋川	今津橋	D	6.8~7.3	(mg/L) 5. 6	4. 0	(IIIg/L)	4. 3 × 10 ⁵
古川	徳栄橋	D	6.7~7.3	5. 2	3. 7	9	1. 4 × 10 ⁶

注. 環境基準: D 類型…pH 6.0 以上 8.5 以下、DO 2mg/L 以上、BOD 8mg/L 以下、SS 100mg/L 以下、大腸菌群数 一出典: 大阪府「大阪府環境白書」 (2020 年版)

表 3.2.2-10(2) 生活環境項目に係る水質調査結果 (河川)

令和元年度

							13 1470 1 7
河川名	調査地点	類型	рН	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
		7. 8	10	2. 5	11	1. 7×10^3	
古川	 新古川橋	D	7. 2	5. 7	0. 7	5	3.3×10^3
D/II	利口川情	0	7. 0	5. 6	1.1	3	1. 7×10^3
			6. 8	2. 4	3. 0	2	4.9×10^{2}

注. 環境基準:D 類型…pH 6.0以上8.5以下、DO 2mg/L以上、BOD 8mg/L以下、SS 100mg/L以下、大腸菌群数 ー 出典:守口市「もりぐちの環境」(令和2年度版)

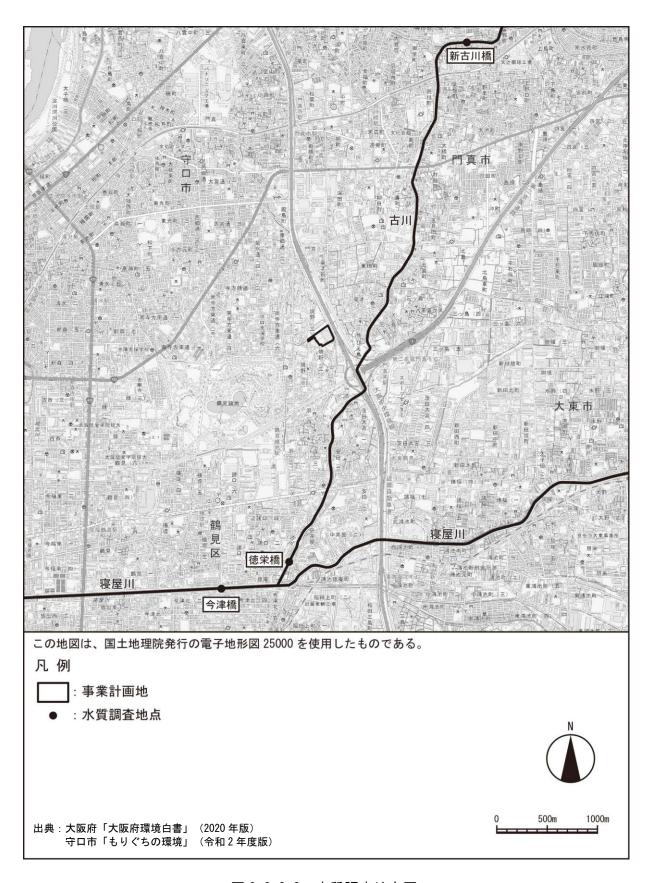
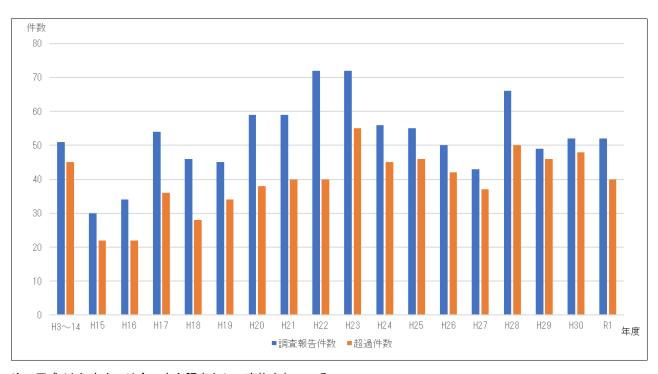


図 3. 2. 2-2 水質調査地点図

(3) 土壌汚染

事業計画地周辺の土壌汚染についてみると、大阪市における年度別土壌調査報告・基準超過件数は図3.2.2-3に示すとおりであり、令和元年度に報告書等の提出があった土壌調査52件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は40件となっている。また、令和元年度末現在の大阪府・市における土壌汚染対策法の施行状況は表3.2.2-11、大阪府生活環境の保全等に関する条例(土壌汚染対策)の施行状況は表3.2.2-12に示すとおりである。



注. 平成 14 年度までは全て自主調査として実施されている。

平成15年度は、自主調査及び法第3条調査に基づき行われた調査を合わせた件数。

平成16年度以降は、自主調査、法第3条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。

平成22年度以降は、自主調査、改正法第3条・4条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。

出典:大阪市「大阪市環境白書」(令和2年度版)

図3.2.2-3 年度別土壌調査報告・基準超過件数

表 3.2.2-11 土壌汚染対策法の施行状況

令和元年度末現在

		1110千汉小列丘
所管 項目	大阪市	大阪府
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止 された件数	852	300
法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数	244	60
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数	520	254
法第3条第7項に基づく土地の形質の変更届出件数	0	8
法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数	0	5
法第3条の調査結果により、要措置区域等に指定された件数	109	32
法第4条第1項に基づく土地の形質の変更届出件数	583	945
法第4条第2項に基づく調査結果報告件数	7	6
法第4条第3項に基づき調査命令を発出した件数	23	20
法第4条の調査結果により、要措置区域等に指定された件数	28	15
法第5条第1項に基づき調査命令を発出した件数	0	0
法第 14 条第 1 項に基づく区域指定申請の結果、要措置区域等 に指定された件数	232	47

注:所管が大阪府となっている欄は土壌汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村における件数を表す。

出典:大阪府「大阪府環境白書」(2020年版)

表 3.2.2-12 大阪府生活環境の保全等に関する条例(土壌汚染対策)の施行状況

令和元年度末現在

		刊の十及れる正
所管 項目	大阪市	大阪府
条例第81条の4に規定する有害物質使用届出施設等の使用が 廃止された件数	15	57
条例第81条の4、5及び6に規定する土地の利用履歴等調査結 果報告書受理件数	889	1, 449
条例第81条の4、5及び6に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数	84	68
上記調査の結果、基準超過し要措置管理区域等に指定された件 数	10	14
条例第81条の4及び6のただし書に基づき確認を行った件数	16	49
条例第81条の21の4の3に基づく地域指定申請により、要措置管理区域等に指定された件数	0	0

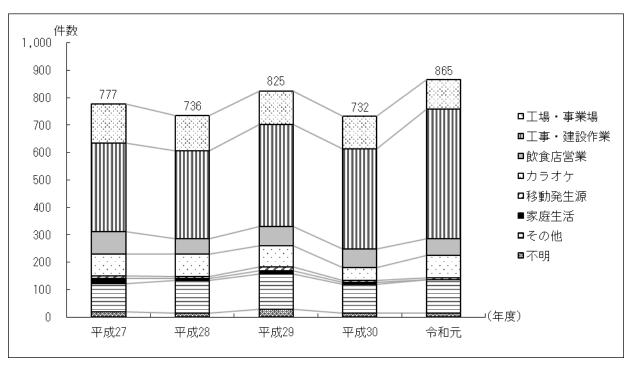
注:所管が大阪府となっている欄は土壌汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村における件数を表す。

出典:大阪府「大阪府環境白書」(2020年版)

(4) 騒音・振動

1) 環境騒音

事業計画地周辺における騒音公害の苦情件数の推移は図 3. 2. 2-4 及び表 3. 2. 2-13 に示すとおりである。令和元年度の大阪市における苦情件数は 865 件であり、その発生源としては工事・建設作業に係るものが 473 件と最も多い。また、騒音の苦情件数 (865 件) は全公害苦情件数 (1,545 件) の 56.0%を占めている。



出典:大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版~令和2年度版)

図3.2.2-4 事業計画地周辺における騒音公害の苦情件数の推移

表 3.2.2-13 事業計画地周辺における騒音公害の苦情件数の推移

(単位:件)

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
守口市	11	13	24	20	31
門真市	46	44	36	53	49

出典: 守口市「もりぐちの環境」(令和2年度版) 門真市「門真市統計書」(令和2年度版)

2) 道路交通騒音・振動

事業計画地周辺における令和元年度の道路交通騒音・振動の測定結果は表 3.2.2-14 に示すとおりである。道路交通騒音は、昼間で 58~75 デシベル、夜間で 53~74 デシベルの範囲となっている。また、道路(高速自動車国道、一般国道、府道、4 車線以上の市道、及び自動車専用道路)に面する地域において、騒音測定を定期的に実施し、沿道における住居の環境基準達成状況を把握している(自動車騒音常時監視)。自動車騒音常時監視結果を表 3.2.2-15 に示す。令和元年度の大阪市域における環境基準達成率は 94.7%となっている。

道路交通振動については、昼間で $26\sim54$ デシベル、夜間で $<25\sim49$ デシベルの範囲となっている。

表 3.2.2-14(1) 道路交通騒音・振動測定結果(実測値)

令和元年度

					測定結果(デシベル)			
地点 対象道路	対象道路 測定地点	地域類型	区域区分		(L _{Aeq})	振動		
	例是地無	(注1騒音)	(注2振動)	昼間	夜間	昼間	夜間	
1	高速大阪松原線		近	1	58	53	47	45
2	高速大阪池田線	浪速区日本橋東 3-12-6	近	2	69	67	41	36
3	一般国道1号	旭区森小路 1-10-5	近	2	69	66	39	33
4		城東区中央 3-4-29	近	2	68	65	44	39
5		都島区東野田町 5-3-33	近	2	70	68	54	46
6		北区東天満 1-7-22	近	_	67	67	—	_
7		西淀川区野里 2-3-11	近	2	70	67	45	38
8		西淀川区花川 2-4-24	近	_	67	65	-	_
9		西淀川区姫里 3-13	近	_	67	63	_	_
10		西淀川区佃 1-22-15	近近	_	69	65	_	_
11		浪速区敷津東 2-5-19	近	2	68	66	37	33
12		平野区加美南 3-7-29	近近	_	71	70		_
13		浪速区恵美須西 1-7	近	_	70	67	_	_
14		浪速区敷津東 1-8	近近	_	70	69	_	_
15		西成区長橋 1-1	近	2	66	64	44	39
16		西成区出城 1-1-6	近	2	69	66	44	39
17		此花区梅香 3-17-29	近	1	64	59	47	41
18		港区波除 5-10	近近	_	70	68	47	41
19		西淀川区大野 2-1-30	近	_	71	67	_	
20		西淀川区出来島 3-2	近	_	67	62	_	
21		旭区新森 4-2	近	1	67	62	26	<25
22		淀川区新北野 1-3-4	近	2	68	65	39	36
23			近	2	71	67	53	43
24	一般国道 170 号 一般国道 308 号	北区大淀中 1-5	近	2	63	60	39	36
25	一般国道 308 号 一般国道 308 号	東成区大今里南 6-1-1 東成区深江北 1-13-7	近	2	68	64	49	38
26		-	近	1	65	56	38	25
27	一般国道 309 号	平野区背戸口 4-1-31	近	1	70	66	51	48
28	一般国道 309 号 	平野区瓜破 1-8-33	近	2				44
29	一般国道 423 号	定川区西中島 4-3-24	近	1	66	63 65	46	38
	一般国道 479 号	東淀川区大道南 3-2-2		2	69		48	
30 31	一般国道 479 号	城東区永田 4-15-11	<u>近</u> 近	2	70 69	67 66	49 47	42 41
32	一般国道 479 号	東住吉区照ケ丘矢田 2-1-55	近	2	69	69	38	34
33	府道恵美須南森町線	浪速区日本橋 2-8-17						
	府道大阪伊丹線	北区大淀中 2-1-11	近	2	66 66	62 60	43 44	36 29
34	府道大阪羽曳野線	平野区喜連東 1-4-12	近	1	67	63	50	43
35	府道大阪港八尾線	住吉区帝塚山中 1-1-13 東野区加美数/c 1 2 26	近					
36	府道大阪港八尾線 	平野区加美鞍作 1-2-26	近	2	65 70	62	44	33
37	府道大阪港八尾線 	住之江区中加賀屋 1-1-28	近	1	67	66	48	41
38 39	府道大阪高石線	東住吉区長居公園 1-32	<u>近</u> 近	2	66	64 63	48 53	42 40
40	府道大阪高槻線 	□ 淀川区木川西 1-4-3■ 東淀川区豊里 6-25-19	近	1	68	66	47	40
	府道大阪高槻線							
41	府道大阪生駒線	城東区今福東 1-3-26 西汶川区士和田 2-4-42	<u>近</u>	2 2	69 71	66 67	44 49	38 40
	府道大阪池田線	西淀川区大和田 2-4-43		2				
43	府道大阪八尾線	大正区平尾 4-21-8	<u>近</u>	2	70 71	61	41	30
44	府道大阪八尾線	生野区巽北 4-14-19				65	50 51	36
45	府道大阪臨海線	浪速区浪速東 2-13-19	近	1	66	60	51	39

注 1. 地域類型 近:道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間 環境基準(昼間 [6 時~22 時]:70 デシベル以下、夜間 [22 時~翌朝 6 時]:65 デシベル以下)

注 2. 区域区分

1:第一種区域

環境基準(昼間[6時~21時]:65 デシベル以下、夜間[21時~翌朝6時]:60 デシベル以下)

2:第二種区域

環境基準(昼間 [6 時~21 時]: 70 デシベル以下、夜間 [21 時~翌朝 6 時]: 65 デシベル以下)

出典:大阪府「令和元年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」

表 3.2.2-14(2) 道路交通騒音·振動測定結果(実測値)

令和元年度

nd. E					測定	定結果(デシベノ	レ)
地点 番号	対象道路	測定地点	地域類型	区域区分	騒音	(L _{Aeq})	振動	(L ₁₀)
留写			(注 1 騒音)	(注2振動)	昼間	夜間	昼間	夜間
46	府道大阪和泉泉南線	天王寺区六万体町 1-20	近	2	65	59	42	31
47	市道歌島豊里線	淀川区西宮原 1-8-31	近	2	64	58	41	31
48	市道今宮平野線	阿倍野区旭町 1-2-7	近	2	66	64	37	31
49	府道住吉八尾線	住之江区北加賀屋 5-7-17	近	2	70	67	54	49
50	市道上新庄生野線	城東区森之宮 1-6-40	近	2	66	60	37	27
51	市道上新庄生野線	東成区東小橋 1-14-13	近	2	62	57	36	27
52	市道大阪環状線	城東区中浜 1-17-10	近	2	65	61	45	39
53	市道築港深江線	港区弁天 2-12-2	近	2	65	61	46	41
54	市道津守安立線	住之江区東加賀屋 1-2-16	近	2	61	56	45	35
55	市道鶴見区第 9001 号線	鶴見区緑地公園 2-163	近	1	66	63	44	33
56	市道天神橋天王寺線	天王寺区下寺町 2-2-45	近	1	64	64	36	33
57	市道南北線	西区北堀江 1-1-10	近	2	63	61	38	36
58	市道木津川平野線	東住吉区今川 2-14-5	近	1	64	56	43	31
59	市道浪速鶴町線	浪速区湊町 2-2-22	近	2	65	61	42	36
60	市道中津太子橋線	都島区毛馬町 2-9	近	2	68	63	49	40
61	一般国道1号	守口市佐太中町 6-11-51	近	1	75	70	41	38
62	一般国道1号	守口市浜町 1-5-15	近	_	71	70	_	_
63	一般国道1号	守口市京阪本通 2-6	近	2	69	68	37	33
64	一般国道1号	守口市京阪本通 1-9-6	近	_	72	70	_	_
65	一般国道 163 号	守口市大宮通	近	1	65	59	40	<30
66	一般国道 479 号	守口市小春町 9-2	近	1	66	60	37	33
67	府道京都守口線	守口市佐太中町 4-1-7	近	1	74	68	41	31
68	府道八尾茨木線	守口市大久保町 4-26	近	1	66	74	33	<30
69	府道北大日竜田線	守口市八雲西町 4-31-31	近	1	63	59	46	39
70	府道深野南寺方大阪線	守口市菊水通 4-21-18	近	2	69	69	37	33
71	一般国道 163 号	門真市新橋町 28	近	ı	71	67	_	_
72	一般国道 163 号	門真市一番町1	近	ı	71	69	_	_
73	府道八尾枚方線	門真市北岸和田 2-8	近		69	64	_	
74	一般国道 163 号	門真市大池町 43-16	_	2	_	_	40	_
75	府道大阪中央環状線	門真市泉町 7-23	_	2	_	_	47	_
76	府道八尾枚方線	門真市江端町 29-13	_	1	_	_	48	_
77	府道深野南寺方大阪線	門真市三ツ島 2-8	_	1	_	_	45	_

注 1. 地域類型 近:道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間

環境基準(昼間[6時~22時]:70デシベル以下、夜間[22時~翌朝6時]:65デシベル以下)

注 2. 区域区分

1:第一種区域

環境基準(昼間[6時~21時]:65デシベル以下、夜間[21時~翌朝6時]:60デシベル以下)

2:第二種区域

環境基準(昼間[6時~21時]:70 デシベル以下、夜間[21時~翌朝6時]:65 デシベル以下)

出典:大阪府「令和元年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」

表 3.2.2-15 自動車騒音常時監視結果 (令和元年度)

(単位:%)

_						, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
	地区	住居等戸数 (戸)	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
	大阪市	447, 557	94. 7	2. 6	0. 1	2. 6
	守口市	13, 984	91. 0	3. 6	0. 2	5. 1
	門真市	9, 554	98. 7	0.8	0. 0	0. 5

出典:大阪府「令和元年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」

3) 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音の発生源のうち、特に大きな騒音を発生する施設については、騒音規制法 及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で特定(届出)施設として届出が義務づけられてい る。

特定(届出)工場・事業場数及び設置届等の届出件数は、表 3.2.2-16に示すとおりである。

表 3.2.2-16 特定(届出)工場・事業場数及び届出件数(騒音)

	特定(届出)二(令和2年)	□場・事業場数 3月末現在)	特定(届出)施設届出件数 (令和元年度)		
地区 	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	
大阪市	6, 148	7, 629	301	203	
守口市	296	217	17	20	
門真市	233	79	27	3	

4) 工場·事業場振動

工場・事業場振動の発生源のうち、特に大きな振動を発生する施設については、振動規制法 及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で特定(届出)施設として届出が義務づけられてい る。

特定(届出)工場・事業場数及び設置届等の届出件数は、表 3.2.2-17 に示すとおりである。

表 3.2.2-17 特定(届出)工場・事業場数及び届出件数(振動)

	特定(届出)コ (令和2年)	□場・事業場数 3月末現在)	特定(届出)施設届出件数 (令和元年度)		
地区	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	
大阪市	4, 298	1, 127	160	44	
守口市	167	30	13	0	
門真市	161	16	25	2	

5) 建設作業騒音

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業届出件数は、表 3.2.2-18 に示すとおりである。

表 3.2.2-18 特定建設作業実施届出件数 (騒音)

令和元年度

	17 1470 1 72
地区	届出件数
大阪市	8, 626
守口市	430
門真市	261

6) 建設作業振動

振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業届出件数は、表 3.2.2-19 に示すとおりである。

表 3.2.2-19 特定建設作業実施届出件数 (振動)

令和元年度

地区	届出件数
大阪市	6, 676
守口市	380
門真市	244

(5) 低周波音

「大阪府環境白書」(2020年版)によると、大阪府下における苦情件数は平成30年度で21件あった。

(6) 地盤沈下

事業計画地周辺における年間沈下量の推移は表 3.2.2-20 に示すとおりである。

大阪市の地盤沈下は、かつて戦後の産業活動の活発化に伴う工業用の地下水や冷房用の地下水の過剰採取により進行したが、昭和38年以降、沈静化している。

表 3.2.2-20 事業計画地周辺における年間沈下量の推移

(単位: cm)

	十四名 所在地		調査	変動量 (対前回調査比)					(参考) 調査開始時
	市区名	(水準点番号)			平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	調査開始時 からの累積 変動量
	鶴見区	横堤 5-13 (東-50)	47 年	+0. 94	-0.14	+0. 08	+0. 45	+0.06	-13. 71
大阪市	旭区	大宮 3-1 (東- 2)	10 年	+0. 35	-0.09	+0. 13	+0. 17	+0. 30	-30. 39
	城東区	中浜 2-12 (東-9)	10 年	+0. 36	-0.06	+0. 15	+0. 03	-0. 24	-68. 81

- 注 1. 変動量・累積変動量について、マイナス表記は前回調査時又は調査開始時よりも地盤が沈下していることを意味する。
- 注2. 平成21年度までは2年ごと、それ以降は3年ごとに調査を実施。
- 注3. 変動量は平成24年度までは一級水準測量成果における「昭和28年成果」、平成27年度は「測地成果2011」 (平成7年の兵庫県南部地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえたもの)により算出している。 参考として表記している累積変動量は平成24年度までの「昭和28年成果」による累積変動量に平成27年度の 「測地成果2011」を加えたものである。

出典:大阪市「大阪市環境白書」(令和2年度版)

(7) 悪臭

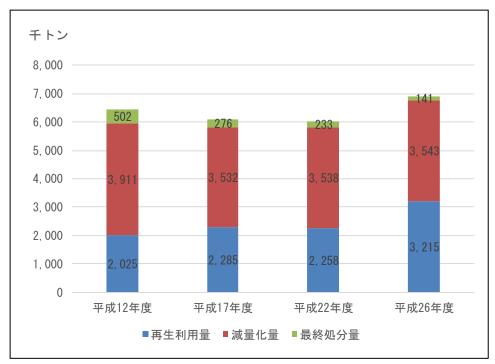
大阪市の令和元年度における悪臭に係る苦情件数は「大阪市環境白書」(令和2年度版)によると285件で、全公害苦情件数1,545件の18.4%を占めている。

守口市の令和元年度における悪臭に係る苦情件数は8件、門真市は10件であった。

(8) 廃棄物

大阪市の産業廃棄物処理処分状況の推移は図 3. 2. 2-5 に、平成 26 年度における産業廃棄物排出量及び処理状況は図 3. 2. 2-6 に示すとおりである。

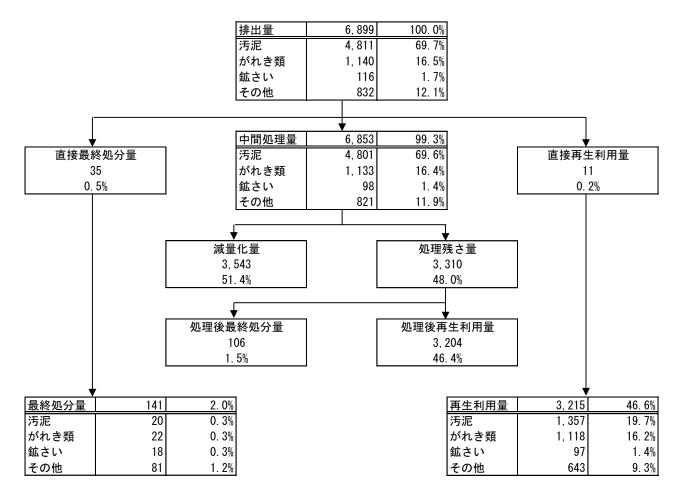
平成 27 年度に実施した排出実態調査の結果、平成 26 年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で約 690 万トン (公共施設を含む)であり、そのうち約 685 万トン (99.3%)が中間処理され、約 331 万トン(48.0%)の処理残さが生じ、約 354 万トン(51.4%)が減量化されている。再生利用量は、直接再生利用される約 1.1 万トンと処理後再生利用される約 320 万トンを合わせた約 321 万トンで、最終処分量は、直接最終処分される約 3.5 万トンと処理後最終処分される約 11 万トンを合わせた約 14 万トンとなっている。



出典:大阪市「大阪市環境白書」(令和2年度版)

図 3.2.2-5 産業廃棄物処理処分状況の推移

(単位: 千トン)



注 1. 平成 27 年度実態調査結果 注 2. 公共都市施設分を含む

出典:大阪市「大阪市環境白書」(令和2年度版)

図 3.2.2-6 産業廃棄物の排出量及び処理状況(平成 26 年度)

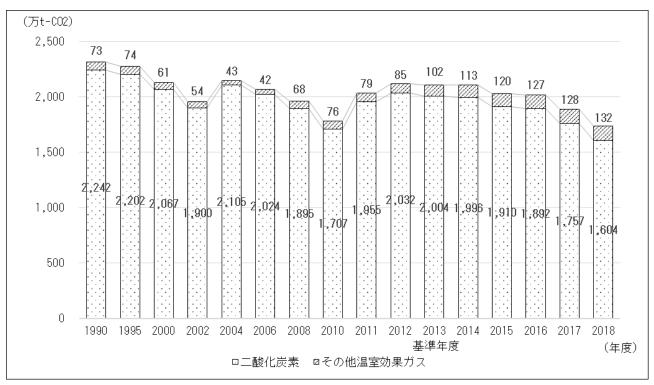
(9) 景観

事業計画地は大阪市東北部に位置し、周囲は準工業地域が広がっており、工場等が多数ある。南西には花博記念公園鶴見緑地があり、緑の多い景観となっている。

事業計画地周辺では、花博記念公園鶴見緑地と咲くやこの花館(鶴見区緑地公園)、鶴見はなぽ~とブロッサム(鶴見区茨田大宮2丁目7番70号)、井路の名残り(鶴見区安田3丁目、茨田大宮1丁目付近)などが都市景観資源として登録されている。

(10) 地球環境

大阪市における温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素(亜酸化窒素))の排出量の推移は図3.2.2-7に示すとおりである。平成30年度(2018年)における大阪市域の温室効果ガスの排出量は基準年度である平成25年度(2013年)比で約18%減となっている。



注. 2018 年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値

出典:大阪市「大阪市環境白書」(令和2年度版)

図 3.2.2-7 大阪市における温室効果ガス排出量の推移

3.2.3 自然環境

(1) 気象

1) 風向・風速

事業計画地周辺における年間風配図は図3.2.3-1に示すとおりである。概ね北寄りの風(北から北北東)が卓越しており、年平均風速は1.2~2.1m/sとなっている。

2) 気温、降水量等

大阪市及び周辺地域は、瀬戸内海式気候に属し、比較的温暖小雨な地域である。

大阪市(大阪管区気象台)の主な気象要素は、表 3.2.3-1 に示すとおりである。また、各気象要素の概要は以下のとおりである。

大阪市における過去 10 年間の平均気温は $16.6\sim17.7$ °Cであり、平均風速は $2.4\sim2.5$ m/s となっている。また、降水量は年間 $1,219.0\sim1,651.5$ mm であり、季節的には夏季の梅雨時に多く、冬季に少ない傾向がみられる。日照時間は年間 $2,006.2\sim2,299.5$ 時間で、曇天日数(1日平均雲量が 8.5 以上)は、年間で $124\sim151$ 日となっている。

表 3.2.3-1 大阪市 (大阪管区気象台) の主な気象要素

		Ś	気温(°C)		平均	平均	日照時間	日照率	降水量	雲量別	別日数
	年月	平均	最高	最低	湿度 (%)	風速 (m/s)	(h)	(%)	(mm)	1.5 未満	8.5 以上
3	平成 23 年	16.9	36. 2	-2.7	63	2. 5	2, 162. 6	49	1, 614. 0	23	151
3	平成 24 年	16.6	36.7	-2. 9	63	2. 5	2, 058. 2	46	1, 519. 5	13	138
3	平成 25 年	17. 1	38. 4	-1.1	61	2. 5	2, 299. 5	52	1, 418. 0	24	131
3	平成 26 年	16.7	37. 1	-0.5	64	2. 5	2, 161. 3	49	1, 278. 5	18	135
3	平成 27 年	17. 2	38.0	0.0	66	2. 4	2, 006. 2	45	1, 648. 5	21	146
3	平成 28 年	17.7	38. 1	-3.5	65	2. 4	2, 127. 0	48	1, 453. 5	15	141
3	平成 29 年	16.8	37.4	-0.8	64	2. 4	2, 184. 6	49	1, 275. 5	24	142
3	平成 30 年	17. 4	38.0	-2.5	65	2. 4	2, 265. 6	51	1, 651. 5	29	124
	令和元年	17. 6	37.5	0. 7	66	2. 4	2, 101. 2	47	1, 219. 0	19	143
	令和 2 年	17.7	38.6	-0.1	65	2. 4	2, 149. 6	48	1, 521. 5	24	134
	1月	8. 6	19.1	2. 5	64	2. 4	126. 2	40	61.0	1	10
	2 月	8. 0	18.3	-0.1	61	2. 2	138. 6	44	64. 0	1	7
	3 月	11.4	22. 0	2. 1	61	2. 4	191. 6	52	101.0	4	12
	4 月	13. 7	24. 1	6. 2	55	2. 8	227. 8	58	116.5	4	9
令	5月	20.8	29. 7	12.5	63	2. 5	221. 3	51	97. 0	2	14
和	6 月	24. 9	32. 9	17.8	69	2. 5	175. 0	41	186. 0	0	16
2	7月	26.0	34. 4	19.5	80	2. 4	95. 2	22	413. 0	0	28
年	8月	30.7	38.6	24. 4	66	2. 4	296. 3	71	114. 5	2	5
	9月	25.8	35. 9	17. 9	69	2. 5	134. 6	36	98. 0	0	16
	10 月	18. 7	27.8	9. 4	67	2. 4	182. 8	52	205. 0	4	9
	11 月	14. 7	26.6	7. 0	66	1. 9	173. 2	56	47. 0	2	5
	12 月	8. 7	17.0	1.3	61	2. 0	187. 0	61	18. 5	4	3

出典: 気象庁「過去の気象データ」(2011年~2020年)

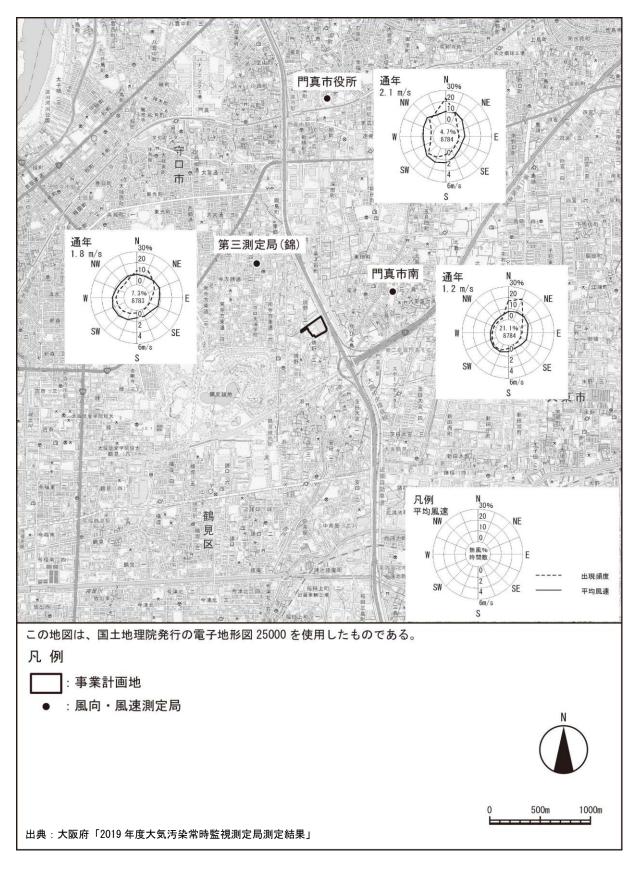


図 3.2.3-1 事業計画地周辺における年間風配図(令和元年度)

3) 地象 · 水象

事業計画地は、大阪平野の東北部に位置し、行政区は大阪市鶴見区である。事業計画地及び その周辺の地質について、地形地域区分は東大阪平野に属し、表層地質は、主に泥沖積層から なっている。(国土庁「土地分類図(大阪府)」、昭和53年)

(2) 動物

「大阪府環境白書(2020年版)」によると、大阪府の平野・丘陵地には、獣類はイタチ、タヌキ、コウベモグラ、カヤネズミ、アブラコウモリ等が、鳥類では、スズメ、ムクドリ、カワラバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、オオタカ、ハヤブサ、アオサギ、ダイサギ、カワウ、キジ、チョウゲンボウ、キビタキ、カルガモ、カイツブリ等が生息している。

また、大阪府レッドリスト 2014 では、事業計画地周辺にある「淀川ワンド群」は、国の天然記念物で、種の保存法に選定されている淡水魚イタセンパラ等の重要な水生生物の生息地となっており、「大阪府内の生物多様性ホットスポット」の A ランクに指定されている。

(3) 植物

事業計画地周辺においては、東大阪市今米が、大阪府内の自然資源として「特別緑地保全地区」に指定されている。

面積は約 0.5ha あり、市街地の中でムクノキやアラカシ等がほぼ自然に近い状態で残されている屋敷林である。

(4) レクリエーション

事業計画地周辺の公共レクリエーション施設は表 3.2.3-2 及び図 3.2.3-2 に示すとおりである。

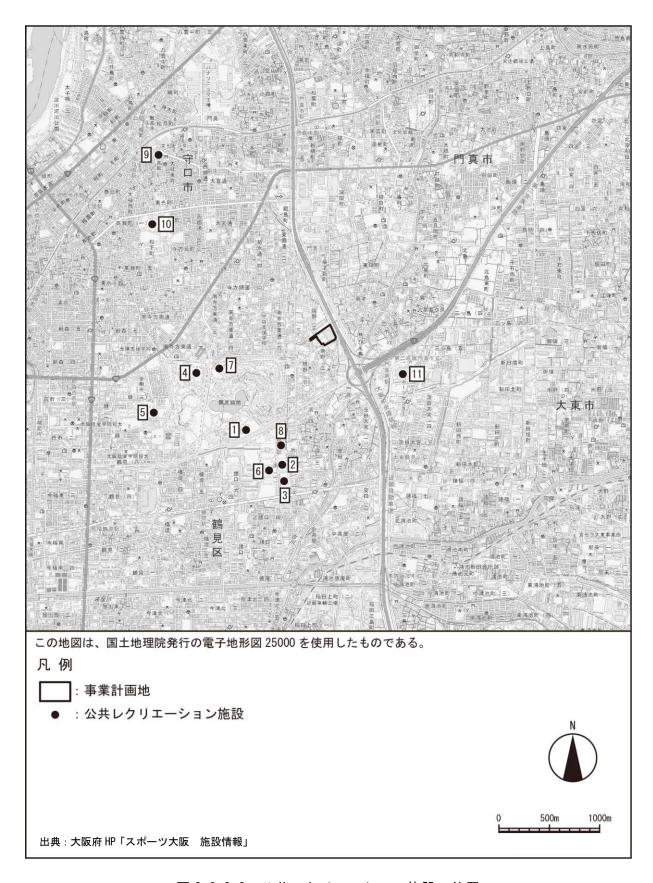


図 3.2.3-2 公共レクリエーション施設の位置

表 3. 2. 3-2 事業計画地周辺の主な公共レクリエーション施設

番号	分類	施設名	所在地	所管	規模
1	体育館	大阪市立鶴見スポーツ センター	鶴見区緑地公園	大阪市 (経済戦略局)	第 1 体育場:936m ² 第 2 体育場:269m ² 多目的室:91m ²
2	運動広場	鶴見緑地運動場	鶴見区浜 1-1-37	大阪市 (経済戦略局)	総面積:9, 594m²
3	運動広場	鶴見緑地球技場	鶴見区浜 1-1-37	大阪市 (経済戦略局)	フィールト゛: 160m×83m スタント゛: 3,730 人収容
4	乗馬施設	鶴見緑地乗馬苑	守口市大字高瀬旧大枝 510 番地 (鶴見緑地内)	大阪市 (建設局)	総面積: 3.8ha 第1馬場: 5,175m² 第2馬場: 5,600m² 第3馬場: 2,400m² 曳き馬コース: 全長225m、幅4m 室内馬場: 1,521m² 乗馬センター: 648m²
5	運動広場	鶴見緑地第2運動場	鶴見区緑 3-16	大阪市 (経済戦略局)	総面積:7, 275m²
6	テニスコート	鶴見緑地庭球場	鶴見区浜 1-2-6	大阪市 (経済戦略局)	コート 12 面:9, 200m ² クラブハウス:318m ²
7	パークゴルフ場	鶴見緑地パークゴルフ場	鶴見区花博記念公園鶴見緑地内	大阪市 (建設局)	パークゴルフ場:11,850m²
8	水泳プール	鶴見緑地プール	鶴見区緑地公園 1-37	大阪市 (経済戦略局)	【屋内】 流水プール: 245m² 造波プール: 313m² 子供プール: 49m² 着水プール: 30m² ウォータースライタ・ー ジャグ・ジープール スリーピング・プール うたせ湯 【屋外】 流水プール: 300m² ジャブジャブ池
9	体育館	守口市民体育館	守口市河原町9番2号	守口市	大体育室:1,515m ² 小体育館:558m ² 第Iフィットネスルーム:223m ² 第Iフィットネスルーム:78m ² 武道室:363m ² 多目的室:132m ² 会議室:68m ² 走路:200m/一周
10	球技場 テニスコート 相撲場	大枝公園スポーツ施設	守口市松下町 1-80	守口市	多目的球技場: 14,880m ² テニスコート:3,020m ² 相撲場:240m ²
11	体育館 水泳プール スケート場	大阪府立門真スポーツセンタ ー(東和薬品 RACTAB ドーム)	門真市三ツ島3丁目 7-16	大阪府 (教育庁)	メインアリーナ (春夏期:プール メインプ・ル 50m×25.5m 飛込プ・ル 25m×25m 秋期:フロア 3,504m² 冬期:スケートリンク メイソリンク 60m×30m サブ・リンク 30m×18m) サブアリーナ:1,540m² サブプール:50m×15m トレーニンク・ルーム:400m² 多目的ホール:270m² 大会議室:190m² 中会議室:75m²

出典:大阪府 HP「スポーツ大阪 施設情報」「府立スポーツ施設の指定管理者について」

大阪市 HP「指定管理者制度導入施設一覧」

守口市IP「指定管理者一覧」

3.2.4 社会的文化的環境

(1) 文化財

事業計画地周辺における文化財保護法等に基づく文化財(国指定・府指定)の状況は表 3.2.4-1 に示すとおりである。

鶴見区では大阪府指定の天然記念物が1件、守口市では国指定の有形文化財(重要文化財)が2件、大阪府指定の有形文化財が4件、天然記念物が2件、門真市では国指定の有形文化財(重要文化財)が1件、天然記念物が1件、国登録文化財が1件、大阪府指定の有形文化財が1件、史跡が1件、天然記念物が1件となっている。

表 3.2.4-1(1) 指定文化財一覧(国指定)

(単位:件)

令和2年4月1日時点

			地 区	大队	反市	守口市	門真市
種	類			鶴見区	市全体		
			建造物	_	1	_	_
			絵画	_	5	_	_
		 国宝	彫刻	_	_	_	_
		三五	工芸品	_	15	_	_
			書跡・典籍・古文書	_	7	_	_
			考古資料	_	_	_	_
	有形文化財		建造物	-	21	_	_
			絵画	_	37	1	_
			彫刻	-	16	1	_
		重要文化財	工芸品	_	89	_	1
国指			書跡・典籍・古文書	-	49	_	_
垣定			考古資料	_	10	_	_
等			歴史資料	-	2	_	_
文	無形文化財	重要無形文化	財	1	4	_	_
化	無心人心的	記録選択		1	_	_	_
財		重要有形民俗文化財		1	_	_	_
W1	民俗文化財	重要無形民俗	文化財	_	2	-	_
		記録選択		_	2	_	_
	史跡	特別史跡		_	1	-	_
	文勋	史跡		1	8	_	_
	名勝			_	_	-	_
	天然記念物	特別天然記念	物	_	_	_	_
	入然能必物	天然記念物		_	_	_	1
	重要文化的景観			-	_	_	_
	重要伝統的建造	物群		_	_	_	_
	選定保存技術			_	1	_	_
国登	建造物			_	91	_	1
録文	美術工芸(考古)		_	_	_	_
化 財	記念物			_	_	_	_

注 1. 国指定等文化財とは、文化財保護法に基づき指定、選定または記録選択されたものをいう。

出典:大阪府 HP「大阪府内指定文化財一覧表」

注 2. 国登録文化財とは、文化財保護法の改正で導入された登録制度に基づき登録された有形文化財をいう。

表 3.2.4-1(2) 指定文化財一覧(大阪府指定)

(単位:件) 令和2年5月1日時点

						1442 - 07	
			地 区	大队	反市	守口市	門真市
種	類			鶴見区	市全体		
			建造物	_	5	2	1
			絵画	_	5	_	_
			彫刻	_	8	_	_
		有形文化財	工芸品	_	16	2	_
			書跡・典籍・古文書	_	3	_	_
			考古資料	_	8	_	_
府	条例		歴史資料	_	1	_	_
指定	未例	無形文化財		_	1	_	_
等			有形民俗文化財	_	4	_	_
文		民俗文化財	無形民俗文化財	_	4	_	_
化			記録選択	_	3	_	_
財		史跡		_	8	_	1
771		名勝		_	1	_	_
		天然記念物		1	9	2	1
		重要美術品		_	_	_	_
	#8 8il	史跡・名勝		_	_	_	
	規則	史跡		_	6	_	_
		名勝		_	_	_	_

注. 府指定等文化財中の条例とは、大阪府文化財保護条例に基づき指定または記録選択されたものを、規則とは、大阪府古文化紀念物等顕彰規則に基づき指定されたものをいう。

出典:大阪府 HP「大阪府内指定文化財一覧表」

3.2.5 環境基準等

(1) 大気汚染

1) 環境基本法に基づく環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.2.5-1 に示すとおりである。二酸化硫 黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質の 10 項目のほか、光化 学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が定められている。環境基準 の適用範囲については、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域また は場所については、適用しない」とされている。

表 3.2.5-1(1) 大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 (\$48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、 かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。 (S48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06ppm までの ゾーン内 又はそれ以下であること。 (S53. 7. 11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又は オゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (0x)	1 時間値が 0. 06ppm 以下であること。 (S48. 5. 8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光 度法若しくは電量法、紫外線吸収法又は エチレンを用いる化学発光法

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 備考 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
- 備考 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 備考 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表 3.2.5-1(2) 有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

平成 9年 2月 4日 環境庁告示第 4号 平成 13年 4月 20日 環境庁告示第 30号 平成 30年 11月 19日 環境庁告示第 100号

		17% 00 十 11 71 10 日
物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること。 (H9.2.4 告示)	
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m³以下であること。 (H30.11.19告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること。 (H9.2.4 告示)	測定する方法又はこれと同等以上の性能を 有すると認められる方法
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。 (H13.4.20告示)	

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 備考 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3.2.5-1(3) 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準

平成21年9月9日 環境庁告示第33号

-		
物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μ g/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³以下であること。 (H21.9.9 告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を 的確に把握することができると認められる 場所において、濾過捕集による質量濃度測定 方法又はこの方法によって測定された質量 濃度と等価な値が得られると認められる自 動測定機による方法。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 備考 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μmの粒子を 50%の割合で分離できる 分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気の汚染に係る環境基準は表 3.2.5-2 に示すとおりである。ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は、次のとおり定められており、その適用範囲については、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない」とされている。

表 3.2.5-2 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1 日平均値が 0. 6pg-TEQ/m³以下であること。 (H11. 12. 27 告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒を ろ紙後段に取り付けたエアサンプラーによ り採取した試料を高分解能ガスクロマトグ ラフ質量分析計により測定する方法。

備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

3) 水銀に係る指針値

「水銀及び水銀化合物」は、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質の一つに選定されており、さらに、優先取組物質として選定されていることを受け、中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(H15.7.31)において、水銀蒸気の長期暴露に係る指針値(年平均値 40ngHg/m³以下)が設定されている。

備考 2. 基準値は、2.3.7.8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

4) 規制基準等

① 排出基準

a. 硫黄酸化物の排出基準

大気汚染防止法においては、硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて次のよう に設定されている。

 $q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$

q : 硫黄酸化物の排出量(m³N/h)
K : 地域ごとに定められる値(本地域の場合 1.17)
He: 補正された排出口の高さ (m)

b. ばいじんの排出基準

大気汚染防止法においては、ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模毎 に基準が定められている。

c. 有害物質の排出基準等

大気汚染防止法においては、物の燃焼等に伴い発生する物質のうち、人の健康または生 活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質(硫黄酸化物を除く)として、カドミウム及び その化合物、塩素、塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物 並びに窒素酸化物が指定されており、物質の種類及び施設の種類毎に排出基準が定められ ている。また、有害大気汚染物質のうち指定物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン 及びテトラクロロエチレンが指定されており、それらが排出されると予想される施設に対 して、指定物質抑制基準が定められている。

大阪府生活環境の保全等に関する条例においては、クロロエチレン、ベンゼン等6物質 を指定有害物質とし、設備及び構造、使用並びに管理について基準が定められている。

指定有害物質に係る規制基準は、表 3.2.5-3 に示すとおりである。

また、カドミウム及びその化合物等17物質を有害物質とし、排出口における濃度につい て基準が定められている。

有害物質の排出口における規制基準は、物質毎に次式により算出された濃度となる。

 $C = K \cdot S/Q$

C :有害物質の種類ごとの量(mg/m³N)

K : 有害物質の種類毎に定められた値 S : 排出口高さ等により算出した値

有害物質の種類は表 3.2.5-3 及び K の値は表 3.2.5-4 に示すとおりである。

表 3.2.5-3 指定有害物質に係る規制基準

物質	規制基準			
クロロエチレン、 ベンゼン	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. 燃焼式処理装置、吸着式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。			
ニッケル化合物、 ヒ素及びその化合物、 六価クロム化合物	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。			
エチレンオキシド (酸化エチレン)	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。			

表 3. 2. 5-4 有害物質の種類および K の値

物質	K の値
アニシジン	1. 87
アンチモン及びその化合物	0. 204 (アンチモンとして)
Nーエチルアニリン	3. 68
塩化水素	5. 54
塩素	3. 23
カドミウム及びその化合物	0.0170 (カドミウムとして)
クロロニトロベンゼン	0. 34
臭素	0. 728
水銀及びその化合物	0.0340 (水銀として)
銅及びその化合物	0.340 (銅として)
鉛及びその化合物	0.0680(鉛として)
バナジウム及びその化合物	0.0340 (五酸化バナジウムとして)
ベリリウム及びその化合物	0.00340 (ベリリウムとして)
ホスゲン	0. 751
ホルムアルデヒド	0. 456
マンガン及びその化合物	0.136 (マンガンとして)
Nーメチルアニリン	3. 26

d. 水銀の排出基準

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月19日に大気汚染防止法の改正があり、廃棄物焼却炉には表3.2.5-5に示すとおり排出基準が設けられている。

表 3.2.5-5 水銀に係る排出基準

水俣条約の	大気汚染防止法の	施設の規模・要件	排出基準 (μg/Nm³)	
対象施設 水銀排出施設 水銀排出施設			新規施設	既存施設
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/ 下水汚泥焼却炉)	●火格子面積 2m²以上 ●焼却能力 200kg/時以上	30	50

- 注 1. 排出基準は、既存施設の場合でも、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が 5 割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。
- 注 2. 施行日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)
- 注3. 法改正の施行期日は、平成30年4月1日である。

e. ダイオキシン類の排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気質排出基準は、表 3.2.5-6 に示すとおりである。また、ばいじん又は燃えがら等の基準としては、3 ng-TEQ/g が定められている。

表 3.2.5-6 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

特定施設種類	施設規模 (焼却能力) 4t/h 以上	新設 施設基準 0.1	既設 施設基準 1
(火床面積が 0.5m ² 以上、又は焼却能力が 50kg/h 以上)	2t/h-4t/h 2t/h 未満	1 5	5 10
製鋼用電気炉(変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンク	0. 5	5	
焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用 (原料の処理能力が 1t/h 以上)	0. 1	1	
亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじん ん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉(原料の処理能力が 0.5t/	1	10	
アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程におい除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶焼炉、乾燥炉:原料の処理能力が 0.5t/h 以上、溶解炉:容	1	5	

注. 既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉(火格子面積が 2m²以上、又は焼却能力 200 kg/h 以上)及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

② 総量規制基準

大阪市では、排出基準のみによって環境基準の確保が困難と認められる地域として、硫黄酸化物及び窒素酸化物について総量規制地域に指定されている。

総量規制基準は一定規模以上の工場または事業場(特定工場等)に設置されているすべて のばい煙発生施設から排出されるばい煙の合計量の許容限度として示されている。

③ 本事業に適用される基準

本事業に適用される基準は、表 3. 2. 5-7 に示すとおりである。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例において、指定有害物質(クロロエチレン、ベンゼン等 5 物質)に設備及び構造並びに使用及び管理についての基準が適用され、有害物質(塩化水素を除く 16 物質)は、排出口における基準が適用される。

表 3.2.5-7 本事業に適用される排出基準等

項目	基準	規制法令
硫黄酸化物	排出基準、総量規制基準	大気汚染防止法
窒素酸化物	排出基準、総量規制基準	大気汚染防止法
ばいじん	排出基準	大気汚染防止法
塩化水素	排出基準	大気汚染防止法
水銀	排出基準	大気汚染防止法
ダイオキシン類	排出基準	ダイオキシン類対策特別措置法、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(2) 水質汚濁

1) 環境基本法に基づく環境基準

① 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は表 3. 2. 5-8 に示すとおりである。事業計画地周辺の河川における指定状況は、表 3. 2. 5-9 及び図 3. 2. 5-1 に示すとおりである。

事業計画地周辺の河川である古川については、利用目的の適応性が工業用水2級、農業用水であることから河川の類型はD類型に分類されている。令和元年度の測定結果について、河川は環境基準(pH6.0以上8.5以下、BOD8mg/L以下、SS100mg/L以下、DO2mg/L以上)を満たしている。

表 3.2.5-8(1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.05 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	↑ │1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに│
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	係る基準値については、最高値とする。
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	2. 「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を
1,1ージクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	下回ることをいう。生活環境の保全に関する項目 において同じ。
シスー1,2ージクロロエチレン	0.04 mg/L以下	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適
1, 1, 1ートリクロロエタン	1 mg/L以下	用しない。
1, 1, 2ートリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格 K0102 の 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5 又は 43. 2. 6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0. 2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43. 1
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数
チウラム	0.006 mg/L以下	0.3045 を乗じたものの和とする。
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	

表 3.2.5-8(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

類型	AA	Α	В	С	D	E	備考
利用目的の適応性		水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	水道3級 水産2級 及び C以下の欄に 掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及び D以下の欄に 掲げるもの	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	工業用水3級環境保全	1. 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 2. 農業用利水点については、水素イオン 濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
水素イオン 濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	3. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全。 4. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下	水操作を行うもの。 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水 操作を行うもの。 5. 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性
浮遊物質量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	水域の水産生物用並びに 水産2級及び水産3級の水 産生物用。 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐
溶存酸素量 (D0)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上	水性水域の水産生物用及び水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
大腸菌群数	50MPN/ 100ml 以下	1,000MPN/ 100ml 以下	5,000MPN/ 100ml 以下	_	_	_	6. 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。 工業用水 2 級:薬品注入等による高度
対象水域等	対象水域等 対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、表 3.2.5-9 及び図 3.2.5-1 のとおりとする。						の浄水操作を行うも の。 工業用水3級:特殊の浄水操作を行う もの。 7. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊 歩道を含む。)において不 快感を生じない限度。

表 3.2.5-9 類型の指定状況

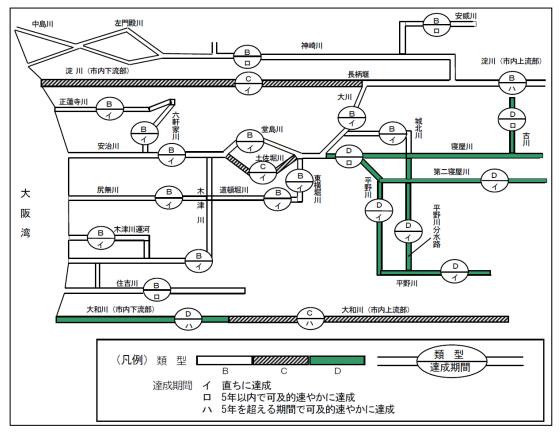
河川名	類型	達成期間
寝屋川	D	П
古川	D	

注. 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ:直ちに達成

口:5年以内で可及的速やかに達成

ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成 出典:大阪市「大阪市環境白書」(令和2年度版)



出典:大阪市「大阪市環境白書」(令和2年度版)

図 3.2.5-1 河川水質環境基準類型

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準は表 3.2.5-10 に示すとおりである。ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は、次のとおり定められており、その適用範囲については「公共用水域及び地下水について適用する」とされているが、水質汚濁のうち水底の底質については「公共用水域について適用する」とされている。

表 3.2.5-10 ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

物質		基準値	測定方法
	水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
ダイオキシン類	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類を ソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマ トグラフ質量分析計により測定する方法

備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

備考 2. 水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。

3) 排水基準等

① 下水道法及び大阪市下水道条例に基づく排水基準

下水道法及び大阪市下水道条例に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準は表 3.2.5-11 に示すとおりである。また、大阪市下水道条例に基づく除害施設の設置を必要とする基準は表 3.2.5-12 に示すとおりである。下水道法に基づく基準に加えて、表 3.2.5-12 に示す項目が大阪市下水道条例で定められている。

表 3.2.5-11 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

許容限度
0.03 mg/L以下
1 mg/L以下
1 mg/L以下
0.1 mg/L以下
0.5 mg/L以下
0.1 mg/L以下
0.005mg/L 以下
検出されないこと
0.003mg/L 以下
0.1 mg/L以下
0.1 mg/L 以下
0.2 mg/L 以下
0.02 mg/L 以下
0.04 mg/L 以下
1 mg/L 以下
0.4 mg/L以下
3 mg/L以下
0.06 mg/L 以下
0.02 mg/L 以下
0.06 mg/L 以下
0.03 mg/L 以下
0.2 mg/L以下
0.1 mg/L以下
0.1 mg/L 以下
40 "
10 mg/L 以下
230 mg/L 以下
8 mg/L以下
15 mg/L 以下
0.5 mg/L以下
10 pg-TEQ/L 以下

項目		許容限度	
フェノール	5	mg/L 以下	
銅	3	mg/L 以下	
亜鉛	2	mg/L 以下	
鉄 (溶解性)	10	mg/L 以下	
マンガン(溶解性)	10	mg/L 以下	
クロム	2	mg/L 以下	
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満		
生物化学的酸素要求量(BOD)	2,600mg/L 以下		
浮遊物質量	2,600mg/L 以下		
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5	mg/L 以下	
(動植物油類) ————————————————————————————————————	30	mg/L 以下	

※ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に適用。

表 3.2.5-12 大阪市下水道条例に基づく除害施設の設置を必要とする基準

項目	基準値
温度	45℃未満
ョウ素消費量	220mg/L 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 以下 (平均排水量 1,000m³/日以上の場合)
浮遊物質量	600mg/L 以下 (平均排水量 1,000m³/日以上の場合)
ノルマルヘキサン抽出物質	別表のとおり
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気 を帯びていないこと

注 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準以外のもの。

(別表)

ノルマルヘキサン抽出物質の排出基準			
一日当たりの排水量 5,000m³/日以上		1,000m³/日以上 5,000m³/日未満	1,000m³/日未満
鉱油類 3mg/L 以下		4mg/L 以下	5mg/L 以下
動植物油類	10mg/L 以下	20mg/L 以下	30mg/L 以下

② ダイオキシン類の排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準は、表 3.2.5-13 に示すとおりである。

表 3.2.5-13 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準

	特定施設の種類	排出基準
		(pg-TEQ/L)
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩 素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に 掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるものイ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められた ものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担保付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるものイ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び 当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類 (CFC 及び HCFC) の破壊 (プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	
18	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 下水道終末処理施設 (1 から 17 まで及び 19 に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理す	
10	るものに限る。)	
19	1 から 17 までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1 から 17 までに掲げる 施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用	
13	ル設に保るパパイとくは廃放又は当該パパイとくは廃放と処理とたものを含むものに成り、公共用 水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	
÷ 1	2つ以上の対象施設があって それらの排水系統が一である場合で 異たる其準が定められていると	キは 目士の

- 注 1. 2 つ以上の対象施設があって、それらの排水系統が一である場合で、異なる基準が定められているときは、最大の基準値を適用する。
- 注 2. TEQ: 毒性等量。ダイオキシン類のうち最も毒性の強い 2.3.7.8-TCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の毒性を表す換算係数 (毒性等価係数: TEF) を決め、その係数により各ダイオキシン類の毒性の強さを換算したものを足し合わせた値をいう。

(3) 土壌

1) 環境基本法に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2.5-14 に示すとおりである。

表 3.2.5-14 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日 環境庁告示第46号

項目	基準値(環境上の条件)
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4mg
	以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん) 	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては土壌 1kgにつき 15mg 以下であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kgにつき 125mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1ージクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1ートリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2ートリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mgとする。
- 3. 「検液中に検出されないこと」とは項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2.5-15 に示すとおりである。ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は、次のとおり定められており、その適用範囲については、「廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。」とされている。

表 3.2.5-15 土壌の汚染に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

物質	基準値	測定方法	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)	

- 備考 1. 基準値は、2.3.7.8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 備考 2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という)により測定した値(以下「簡易測定値」という)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 備考3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 (簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

(4) 騒音

1) 環境基本法に基づく環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2.5-16 に示すとおりである。地域の類型及び時間の区分毎に設 定されている。

表 3.2.5-16(1) 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

[道路に面する地域以外の地域(一般地域)]			(単位: デシベル)
地域の	時間(の区分	
類型	昼間 (6 時から 22 時)	夜間 (22 時から翌 6 時)	該当地域
AA	50 以下	40 以下	富田林市大字甘南備 大阪府立こんごう福祉センターの敷地
А	55 以下	45 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種低層住居 専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用 地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
В	55 以下	45 以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、 第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第 1号に規定する用途地域の指定のない地域(AAに該当する 地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋 立地を除く。)
С	60 以下	50 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、 商業地域、準工業地域(関西国際空港及び大阪国際空港の敷 地を除く。)及び工業地域(関西国際空港の敷地を除く。)

- 注 1. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 注 2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 注3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 注4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

[道路に面する地域]		(単位:デシベル)
	時間0	の区分
地域の区分	昼間 (6 時から 22 時)	夜間 (22 時から翌 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考. 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準 値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.2.5-16(2) 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

(単位・デシベル)

[幹線道路に近接する地域]

	(辛位: アンベル) ₋
基準	基値
	夜間 (22 時から翌 6 時)
	65 以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

注 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

昼間(6 時から 22 時) 70 以下

- ①道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)。
- ②道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号) 第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号) 第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路。
- 注 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1)2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - ②2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

2) 規制基準等

① 工場・事業場騒音

工場・事業場については、騒音規制法により、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋め立て地のうち用途地域の指定のない地域の3地域を除く地域を規制地域とし、圧延機械等26種類の特定施設を有する工場・事業場からの騒音を規制の対象としている。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準は表 3.2.5-17 に示すとおりである。工業専用地域の一部等を除く地域を規制地域として、工場・事業場から発生する騒音を規制の対象とし、これらの対象となる工場・事業場の敷地境界線上における規制基準の遵守を義務づけている。

表 3.2.5-17 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準

(単位:デシベル)

			(十四・/ 2 70/
区域の区分	朝(午前6時から午前8時)、夕(午後6時から午後9時)の基準値	昼間 (午前 8 時から 午後 6 時) の基準値	夜間(午後9時から翌 日午前6時)の基準値
第 1·2 種低層住居専用地域、田園住居地域	45	50	40
第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住 居地域、準住居地域、市街化調整区域など	50	55	45
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	55
工業地域、工業専用地域の一部	65	70	60
工業地域、工業専用地域の一部で学校・病院 等の周辺など	60	65	55

② 自動車騒音

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)は表 3.2.5-18に示すとおりである。この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なわれていると認められるときは、市町村長は公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとることを要請し、または、道路管理者等には道路構造の改善等の意見を述べることができることとなっている。

表 3.2.5-18 自動車騒音の限度(要請限度)

(単位:デシベル)

			時間(の区分
		区域の区分	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時)
	1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65	55
ĺ	2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
Ī	3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

- 注 1. a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。
 - a 区域に該当する区域

専ら住居の用に供される区域

- b区域に該当する区域
 - 主として住居の用に供される区域
- c区域に該当する区域

相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

- 注 2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表に係わらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。
- 注 3. 要請限度値は、等価騒音レベルである。

③ 建設作業騒音

騒音規制法では、特定建設作業を定め、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者に対し、市町村長への届出を義務付けており、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が、昼間、夜間、その他の時間の区分及び作業時間の区分ごとに、環境大臣の定める基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境を著しく損なうと認められるとき、市町村長は騒音防止の方法を改善し、又は、作業時間を変更すべきことを勧告できるとしている。

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準は表 3.2.5-19 に示すとおりである。大阪府生活環境の保全等に関する条例では指定区域等を定め、基準値を示している。

表 3.2.5-19 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例及び特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類
法又は条例	 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業(注1) 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2) トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2) ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2)
条例	9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業(注 1) 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

- 注 1. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを 超えない作業に限る。
- 注 2. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するもの(国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当する。)を使用する作業を除く。(この場合は 9 の条例での届出を行うことになる。)

(単位:デシベル)

規制内容	1号区域における規制基準	2号区域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界 上における基準値	騒音:85	騒音:85
作業可能時刻	午前7時から午後7時	午前 6 時から午後 10 時
最大作業時間	一日あたり 10 時間	一日あたり 14 時間
最大作業期間	連続 6 日間	連続 6 日間
作業日	日曜その他の休日を除く日	日曜その他の休日を除く日

区域区分	該当区域
1号区域	第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80メートルの区域内で空港敷地を除く地域
2号区域	工業地域のうち 1 号区域以外の地域の他、府条例では工業専用地域の一部、 空港敷地の一部及び水域の一部も該当

(5) 振動

1) 規制基準等

① 工場・事業場振動

工場・事業場については、振動規制法により、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋め立て地のうち用途地域の指定のない地域の3地域を除く地域を規制地域とし、液圧プレス等15種類の特定施設を有する工場・事業場からの振動を規制の対象としている。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく振動の規制基準は表 3.2.5-20 に示すとおりである。大阪府生活環境の保全等に関する条例では、工業専用地域の一部等を除く地域を規制地域として、工場・事業場から発生する振動を規制の対象とし、これらの対象となる工場・事業場の敷地境界線上における規制基準の遵守を義務づけている。

表 3.2.5-20 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく振動の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	昼間 (午前6時から 午後9時) の基準値	夜間(午後 9 時から翌 日午前 6 時)の基準値
第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、市街化調整 区域など	60	55
近隣商業地域、商業地域、準工業地域など	65	60
工業地域、工業専用地域の一部	70	65
工業地域、工業専用地域の一部で学校・病院等の周辺など	65	60

② 道路交通振動

振動規制法に基づく自動車の走行に伴い発生する道路交通振動の限度(要請限度)は表3.2.5-21に示すとおりである。この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なわれていると認められたときは、市町村長は公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとることを要請し、または、道路管理者に対して道路補修等の措置をとるべきことを要請することができる。

表 3.2.5-21 道路交通振動の限度 (要請限度)

80%レンジの上端値(単位:デシベル)

		時間の区分	
区域の区分	用途地域	昼間 (午前 6 時か ら午後 9 時)	夜間 (午後 9 時から 翌日の午前 6 時)
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地 域、田園住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

③ 建設作業振動

振動規制法では、特定建設作業を定め、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者に対し、市町村長への届出を義務付けており、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が、昼間、夜間、その他の時間の区分及び作業時間の区分ごとに、環境大臣の定める基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境を著しく損なうと認められるとき、市町村長は振動防止の方法を改善し、又は、作業時間を変更すべきことを勧告できるとしている。

振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準は表 3.2.5-22 に示すとおりである。大阪府生活環境の保全等に関する条例では指定区域等を定め、基準値を示している。

表 3. 2. 5-22 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の 規制基準

適用 特定建設作業の種類	
法又は 条例	1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業(注) 4. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(注)
条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。)を使用する作業

注. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(単位:デシベル)

規制内容	1号区域における規制基準	2号区域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界 上における基準値	振動:75	振動:75
作業可能時刻	午前7時から午後7時	午前 6 時から午後 10 時
最大作業時間	一日あたり 10 時間	一日あたり 14 時間
最大作業期間	連続 6 日間	連続 6 日間
作業日	日曜その他の休日を除く日	日曜その他の休日を除く日

区域区分	該当区域
1号区域	第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80メートルの区域内で空港敷地を除く地域
2号区域	工業地域のうち 1 号区域以外の地域の他、府条例では工業専用地域の一部、 空港敷地の一部及び水域の一部も該当

(6) 悪臭

1) 規制基準等

① 悪臭防止法に基づく規制方法(臭気指数規制)

悪臭防止法第3条及び第4条では、事業活動に伴って発生する悪臭を規制するため、市長が地域を定めて規制基準を設定することとしており、大阪市では市域全域を規制地域として、「敷地境界線(第1号)」、「気体排出口(第2号)」、及び「排出水(第3号)」の各排出形態により、規制基準を定めている。

a. 敷地境界線における規制基準 (第1号)

悪臭防止法に基づく規制基準のうち敷地境界線における規制基準は、6段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5~3.5 に対応する臭気指数 10~21 の範囲から定めることとされている。各臭気強度に対応する臭気指数を表 3.2.5-23 に示す。また、大阪市域における規制基準は表 3.2.5-24 に示すとおりである。

なお、臭気指数とは、においの付いた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気 (水の場合は無臭水)で薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数値に10を乗じた数値のことをいい、算出式は下記に示すとおりである。

臭気指数 = $10 \times \log$ (臭気濃度)

また、臭気強度を表す方法として、一般的にその強さを $0\sim5$ の6段階の数値に分けた 6段階臭気強度表示法を用いる。

表 3.2.5-23 臭気強度と臭気指数との関係

臭気強度	内容	臭気指数(敷地境界線)
0	無臭	
1	やっと感知できるにおい	
2	何のにおいかがわかる弱いにおい	
(2.5)	(2と3の中間)	10~15
3	らくに感知できるにおい	12~18
(3.5)	(3と4の中間)	14~21
4	強いにおい	
5	強烈なにおい	

表 3.2.5-24 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準

	敷地境界線基準
臭気指数	10

b. 気体排出口における規制基準 (第2号)

気体排出口における第2号規制基準は、事業場敷地境界線上の第1号規制基準をもとに 気体排出口からの臭気の拡散状況を勘案し、下記の考えをもとに表 3.2.5-25 に示すよう に定められている。

- ・気体排出口から拡散した臭気の地表上での最大着地濃度が、第1号規制基準(敷地境 界線基準)を超えないこと
- ・排出口等の形状を反映した許容限度の算出
- ・気体排出口の高さによって臭気の大気拡散が異なるため、気体排出口の高さが 15 メートル以上と未満の施設とに分けて設定

表 3.2.5-25 悪臭防止法に基づく気体排出口における規制基準

排出口の高さが15メートル以上の場合

指標	臭気排出強度
大気拡散式	建物の影響による拡散場の乱れ (ダウンドラフト) を考慮した 大気拡散式を用いる

注. 臭気排出強度 (m³N/分) =臭気濃度×排出ガス流量 (m³N/分) この式において排出ガス流量とは、乾きガス流量であり、実排出ガス (湿り排出ガス) に含まれる水蒸気の体積分の流量を実排出ガス流量から引いたものである。

排出口の高さが15メートル未満の場合

-		
	指標	臭気指数
	大気拡散式	流量を測定しない簡易な方法

注. 算定は、悪臭防止法施行規則第6条の2(排出口における臭気排出強度及び 臭気指数に係る規制基準の設定方法)第1項、第2項、または大阪市告示第 103号を参照。

c. 排出水中における規制基準 (第3号)

悪臭防止法に基づく排出水における第3号の規制基準は、排出水から拡散した臭気の地上1.5メートルの高さでの最大濃度が、第1号規制基準を超えないよう、下記の式によって排出水の臭気指数の許容限度が定められている。規制基準は表 3.2.5-26 に示すとおりである。

I w = L + 16

Iw: 排出水の臭気指数L: 第1号規制基準値

表 3.2.5-26 悪臭防止法に基づく排出水における規制基準

	排出水基準
臭気指数	26

(7) 自然環境保全

自然環境保全については、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、都市緑地法、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、大阪府自然環境保全条例等の関係法 令に基づき、各種開発行為等が規制されている。

大阪府自然環境保全条例では、1,000m²以上の敷地において建築物の新築・改築または増築を行う際に当該建築物やその敷地について緑化が義務付けられており、対象となっている。

(8) その他の公害に関する規制等

1) 日照阻害

大阪市域では、大阪市建築基準法施行条例に基づき、用途地域ごとに日影に関する制限が定められており、高さが 10m を超える建築物の敷地境界線からの水平距離に応じて5時間以上あるいは3時間以上の規制値が設けられている。

事業計画地は、準工業地域であるため、規制の対象地域である。

2) 景観

都市景観については、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき、大阪市景観計画(平成 18年2月策定、令和2年3月変更)が策定されている。また、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき市域全域を景観計画区域と定め、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ届出を行う必要がある。

事業計画地は、大阪市景観計画による一般区域に位置しており、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ届出を行い、景観形成方針や景観形成基準に適合する必要がある。

なお、都市計画法による風致地区(自然的景観に富む区域及び古墳等の歴史的意義のある区域)には指定されていない。

3) 低周波音

低周波音については、法律、条例などによる規制値は定められていない。大阪府では、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」を環境保全目標として定めており、対象となる地域としては、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域」を指定している。

(9) 環境保全計画等

環境の保全に係る計画のうち、主なものは以下に示すとおりである。

- 2030 大阪府環境総合計画
- 大阪市環境基本計画
- ・大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(第3次)
- 窒素酸化物総量削減計画(大阪府)
- · 硫黄酸化物総量削減計画(大阪府)
- ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画(大阪府・大阪市)
- ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画
- 大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕
- ・大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画
- ·大阪市景観計画

これらの環境保全計画のうち、2030 大阪府環境総合計画及び大阪市環境基本計画の目標は、 それぞれ次のように示されている。

1) 2030 大阪府環境総合計画

大阪府においては、「大阪府環境基本条例」(平成6年大阪府条例第5号)に基づく「2030 大阪府環境総合計画~いのち輝くSDGs 未来都市・大阪をめざして~」(令和3年3月、大阪 府)を策定している。

この計画は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するとともに、持続可能な社会に向けて 2050 年のめざすべき将来像と、それを見据えた 2030 年の実現すべき姿、及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を明確化し、環境施策を総合的に推進・展開するものである。

○計画期間

2021 (令和3) 年度から2030 (令和12) 年度までの10年間とし、2025年頃を目途に、計画の中間見直しを実施する。

○施策の基本的な方向性

- ・中・長期的かつ世界的な視野
- ・環境・社会・経済の統合的向上

○環境施策

- ・脱炭素・省エネルギー
- 資源循環
- 全てのいのちの共生
- ・健康で安心な暮らし
- ・魅力と活力ある快適な地域づくり

○2030 年の実現すべき姿

「いのち輝く SDGs 未来都市・大阪 -環境施策を通じて-」

○2050 年のめざすべき将来像

「大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」

2) 大阪市環境基本計画

大阪市では、市民が将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献できるよう「大阪市環境基本条例」(平成7年大阪市条例第 24 号)を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に取り組んできたが、地球環境の悪化がますます深刻となっていることを受け、持続可能な社会の実現に向けて大きく考え方を転換し、「SDGs (持続可能な開発目標)達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざし、新たに令和元年 12 月に「大阪市環境基本計画」を策定している。

○計画期間

目標年度は 2030 (令和 12) 年度とし、国の環境基本計画改定に合わせて 2024 (令和 6) 年度を目途に見直しを行う。

○計画の概要

SDGs の考え方を活かした 5 つの戦略によって、環境施策を総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含むさまざまな課題を統合的に解決していく。

• 環境施策

「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の3本柱として「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たすことにより、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」をめざす。

·SDGs の考え方を活かした戦略

戦略1:地域、市民、事業者との連携強化

戦略2:経済、社会、環境の統合的な向上

戦略3:持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用

戦略4:国際展開の強化

戦略5:持続可能で効果的な行政運営

○計画の目標

低炭素社会の構築

2030年度の大阪市域からの温室効果ガス排出量を2013年度比で30%削減。

・循環型社会の形成

2025年度の大阪市のごみ処理量を84万トンに削減。

2025 年度のワンウェイのプラスチック (容器包装等) を 2005 年度比で 25%排出抑制 (リデュース) する。

快適な都市環境の確保

2030年度に自然や生き物を身近に感じる市民の割合を50%とする。

2025 年度末の緑被率約 10.4% (2012 年度値) を維持もしくはそれ以上を達成。

2025年の地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らす。

大気環境、水環境、ダイオキシン類、騒音にかかる国の環境基準を達成。

二酸化窒素及び非メタン炭化水素については、大阪市環境保全目標を達成。

土壌については、土壌汚染による人への健康影響がないこと。